

人工知能（AI）技術に関連した、消費者の意思決定保護の観点からの海外主要国・地域の法制度に係る文献調査

報告書

作成日：2026年9月15日

作成者：渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

目次

- 凡例
- 第1章 欧州連合（EU）
- 第2章 米国（連邦）
- 第3章 中国
- 第4章 三法域の比較及び我が国への示唆（調査担当者らの見解）
- 調査実施上の前提

凡例

1 基準日

本報告書の記述は、2026年9月9日を基準日とする。法令の施行の状態、手続の段階及び訴訟の状態は、いずれも同日現在のものである。

2 法令等の表記

- 法令の名称は、初出時に正式名称を掲げ、以後は略称による。主要な用語には初出時に外国語を併記する。
- 条文の引用は、EUについては官報（Official Journal of the European Union）の本文により、米国連邦については合衆国法典（United States Code）、連邦規則集（Code of Federal Regulations）及び連邦官報（Federal Register）により、中国については国家の機関が公表する本文による。
- 米国の州法の引用は、成立版（enrolled 又は chaptered）の本文による。
- 中国の法令については、意見募集稿（征求意见稿）と施行された本文とで条の番号及び文言が異なる場合があるため、施行された本文のみを用いる。
- 引用は法文の表記のとおりとする。法文に誤記があると解される場合も、当方において改めない。

3 検討対象

各法域の記述の粒度は、当該法域の法制度によって異なる。米国については連邦法の内容を基本的な検討対象とするが、連邦法制の理解に必要な範囲で州法及び判例を検討する。欧州連合（EU）については、EU 法の内容を基本的な対象とし、規則の実体規定に関する加盟国の法令を網羅的には扱わないが、所管当局の指定、制裁及び規制の試行制度など規則が加盟国による実施を予定する事項については、代表的な例を確認する。指令については国内法化を要するため、その状況及び代表的な加盟国における実装の例を確認する。中国については全国的な規範を基本的な対象とする。

4 事実と評価の区別

本報告書は、落合孝文、大門由佳、乾直行及び徐楊を中心とするチームにおいて作成した（以下、これらの者を「調査担当者ら」という。）。条文その他の公表資料に記載された事実は地の文により、これらの関係についての調査担当者らの分析は「（評価）」と表示して記述する。

「（評価）」の表示は、段落の冒頭に置いた場合は当該段落の全体が、文末に置いた場合は当該文が、それぞれ調査担当者らの分析であることを示す。

なお、第4章は、第1章から第3章までにおいて整理した法制度を素材として調査担当者らが比較及び分析を行ったものであり、章の全体が調査担当者らの見解である。同章の冒頭及び末尾の記載を参照されたい。

5 調査の範囲

本報告書における「本調査で確認した範囲では確認できなかった」との記載は、次の各資料を対象とする検索の結果である。主要な検索は2026年8月21日から同月22日までに行い、その後9月9日まで補充的な確認を行った。これらとは別に、特定の事項について、基準日時点の状態を確認するための個別の追加確認を行っており、その内容及び確認の日は当該事項に係る注に記載する。基準日の後に行った確認は、原則として基準日までに公表されていた資料の出典又は内容を確認する目的で行ったものである。「確認できなかった」との記載のうち、当該追加確認の対象としたもの以外は、主要な検索の対象及び時期によるものである。

- **EU** EUR-Lex（官報及び統合版）、欧州委員会の公表資料、欧州標準化委員会及び欧州電気標準化委員会の公表資料、加盟国の官報及び所管省庁のウェブサイト（現地語による検索を含む。）
- **米国** 連邦議会の法案情報システム、連邦官報、連邦取引委員会の法令図書館、米国国立標準技術研究所の公表資料、公開された裁判所の記録
- **中国** 国家インターネット情報弁公室、国家市場監督管理総局その他の国务院の部門のウェブサイト、全国网络安全标准化技术委员会のウェブサイト、人民法院の公表資料

公表されていない調査、訴えの提起に至る前の和解、封印された文書及び当事者間の私的な和解は、前記の方法により把握することができない。

なお、「確認できなかった」ことの意味は、法域により異なる。米国においては、裁判所の記録が公開されているため、公開された記録の範囲において事件ごとの追跡が他法域と比べて比較的容易である。ただし、封印された文書、州の裁判所ごとの取扱いの相違及び登録の遅れがある。EUにおいては執行が加盟国の当局に分散しており、代表訴訟については、加盟国から欧州委員会への最初の情報提供の期限が2027年6月26日とされているため、公式の報告の経路による件数の把握は基準日時点でできない。中国においては、行政処罰の情報の公示の制度が公開の対象を限定していること及び信用の修復の制度があることに加え、本調査で確認した範囲では、インターネット情報部門によるAIに関する執行を網羅する単一の公開されたデータベースを確認できなかった。

6 州法及び加盟国法の取扱い

本報告書に掲げた米国の州法は、①個別化価格に関する立法を有する州、②外部のリスク管理枠組みに法的効果を与える州、③規制の試行制度を法定した州、及び④対話的なAIに関する立法を有する州について摘示したものであり、全米50州を網羅的に調査した結果ではない。EUの加盟国法についても、国内法化の状況及び実装の例として摘示したものであり、全加盟国を網羅したものではない。

7 調査の対象外

消費者の個人情報の取扱いを規律する法令は、本調査の対象外である。本報告書は、AIに固有の規律との関係を示すために必要な限度でこれらの規定に言及することがあるが、その内容の解説及び比較は行わない。

第1章 欧州連合（EU）

1 全体像

EUは、人工知能（artificial intelligence。以下「AI」という。）について、AIシステムのもたらすリスクの程度に応じて義務の内容を変える枠組みを、単一の規則により定めている。人工知能に関する調和規則を定める規則（Regulation (EU) 2024/1689。以下「AI法」という。）は、①許容し得ないリスクを理由とする禁止（第5条）、②高リスク AI システムに対する要件及び関係者の義務（第III章）、③一定の AI システムに関する透明性の義務（第50条）、④汎用 AI モデルの提供者に対する義務（第V章）という層により構成される（注 EU1）。

AI法は、製品の安全に関するEUの立法の手法を基礎とする。すなわち、法令が達成すべき要件を定め、欧州標準化機関が作成し官報に参照が公表された整合規格（harmonised standards）への適合に法的な効果を与え、適合性評価及び市場監視により履行を確保するという構造である（評価）。この構造は、後記する適合性の推定（第40条）に現れている。

AI法は、2026年7月8日の規則（Regulation (EU) 2026/1744。以下「改正規則」という。）により改正された。同規則は2026年7月24日に官報に掲載され、同月27日に発効した。改正の内容は、高リスク AI システムに関する規定の適用日の繰延べ、執行体制の再設計、行動規範に関する実施行為の授権の削除等に及ぶ（注 EU2）。

消費者の意思決定の保護という観点からは、AI法のみが機能するわけではない。不公正な商慣行に関する指令（Directive 2005/29/EC。以下「UCPD」という。）、消費者の権利に関する指令（Directive 2011/83/EU）及びデジタルサービス法（Regulation (EU) 2022/2065。以下「DSA」という。）は、AIの利用それ自体を規制の対象とするものではないが、それぞれの適用範囲にAI利用場面が少なからず含まれ、その結果としてAIに関連して各法令が適用される（後記7）。

（評価）以上のとおり、EUの枠組みは、法令による義務づけを中心に置きつつ、整合規格及び行動規範という当事者側の作成する文書を制度の内部に組み込む点に特徴がある。ただし後記6のとおり、基準日時点において、その中核である整合規格は官報に参照が公表されていない。

2 立法事実

AI法の立法目的及び規制の背景は、欧州委員会の White Paper、提案理由書（COM(2021) 206 final）、影響評価（SWD(2021) 84 final）及びAI法前文に現れている。これらは、AIによる安全及び基本権へのリスクに加え、不透明性、複雑性及び自律的な挙動により、利用者が不利益を認識し、又は原因を追跡することが困難になるとの問題を示している（注 EU3）。

とりわけAI法前文(28)及び(29)は、潜在意識に働きかける技法その他の操作的・欺瞞的技法並びに年齢、障害又は社会的若しくは経済的状況に起因する脆弱性の悪用が、人の自律性及び自由な意思決定を損なうおそれを想定している。これらは第5条(1)(a)及び(b)の要件と関連するものと考えられる。もっとも、立法過程における意

見募集等の資料には、回答者が自ら選択して回答したものであるという性質があり、立法上想定された弊害の全てが同程度の実証的根拠により裏付けられているとみることはできない（評価）（注 EU3）。

第 5 条(1)(a)の文言は立法過程で修正され、最終条文では、情報に基づく意思決定を行う能力の著しい毀損、本人が本来行わなかったであろう決定、及び重大な害を結び付ける累積的な構造が明確に置かれている（注 EU3・注 EU4）。

（評価）したがって、EU の禁止規定は、操作的な技法の使用それ自体ではなく、意思決定能力への作用、意思決定の変化及び害を段階的に捉える構造を採る。

2026 年改正の背景及び適用時期は後記 5 で整理する。

3 禁止される行為（第 5 条）

AI 法第 5 条は、許容し得ないリスクを理由として一定の AI の上市、供用及び使用を禁止する。消費者の意思決定の保護に直接関わるものとして、①潜在意識に働きかける技法、意図的に操作的な技法又は欺瞞的な技法を用い、情報に基づく意思決定を行う能力を著しく損なうことによって人の行動を実質的に歪め、それにより当該者が本来行わなかったであろう決定を行うこととなり、その結果、重大な害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合（同条(1)(a)）、②年齢、障害又は特定の社会的若しくは経済的状況に起因する脆弱性を利用して行動を実質的に歪め、重大な害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合（同(b)）がある。ほかにも社会的な評点付けや一定の感情推認等が禁止される（注 EU4）。特に(a)は、能力の著しい毀損、本来行わなかった決定及び重大な害という多段階の因果的連鎖を要件とするため、個別事案ではその立証が課題となり得る（評価）。

改正規則は、同条(1)に同意によらない性的な素材及び一定の児童に係る素材に関する禁止類型を追加し、これらは 2026 年 12 月 2 日から適用される。詳細な対象及び例外は、改正後第 5 条(1)(ba)、(bb)、(1a)及び(1b)による（注 EU2）。

第 5 条の解釈については、欧州委員会が禁止行為に関する指針（C(2025) 5052 final、2025 年 7 月 29 日）を公表している（注 EU5）。同指針は法的拘束力を有しない。

第 5 条の違反に対する過料は、3,500 万ユーロ又は、違反者が事業者（undertaking）である場合には前会計年度における全世界の年間総売上高の 7 パーセントの、いずれか高い額を上限とする（第 99 条(3)）。ただし、中小企業（スタートアップを含む。）については、同条(6)により各上限のいずれか低い額とされる（注 EU6）。他方、第 5 条は、その違反について独立の損害賠償請求権を明文で設けていない。

本調査で確認した範囲では、第 5 条を適用した司法判断及び行政の執行決定は確認できなかった（注 EU7）。

4 製造物責任（補足）

欠陥製造物についての責任に関する指令（Directive (EU) 2024/2853）は、ソフトウェアを製造物に含め、AI システムに起因する損害についても適用され得る。同指令第

6 条は列挙された損害から生じる財産的損失等を賠償対象とする一方、列挙損害を伴わない純粋な経済的損失それ自体は対象としない。さらに、第 9 条は証拠開示、第 10 条(2)(a)から(c)までは一定の場合の欠陥の推定、同条(3)は欠陥と損害との因果関係の推定、同条(4)は技術的又は科学的複雑性のため立証が過度に困難な場合の推定を定め、同条(5)は反証を認める。AI に起因する被害についての立証負担を軽減する枠組みとして位置付けられる（注 EU8）。

もっとも、同指令第 2 条により、その規律は 2026 年 12 月 8 日より後に上市され又は供用された製品、すなわち同月 9 日以後に上市され又は供用された製品に適用される。基準日時点においては、従前の指令（Directive 85/374/EEC）が引き続き適用される。国内法化の期限は 2026 年 12 月 9 日である。基準日時点の EUR-Lex の表示では、通知済みの加盟国はクロアチア（1 件）及びハンガリー（6 件）である（注 EU9）。

なお、AI に起因する損害についての非契約責任に関する指令案は、過去に立法に関して議論がされたものの、2025 年に正式に撤回された（注 EU10）。

5 適用時期及び改正規則

AI 法の規定は、対象ごとに異なる日から適用される。改正後の第 113 条は、次の四つの区分を置く（注 EU11）。

図表 1－1 AI 法の主な適用日（改正後第 113 条による）

区分	対象	適用日
(a)	第 I 章及び第 II 章（禁止行為を含む。）	2025 年 2 月 2 日。ただし第 5 条(1)(ba)(bb)及び第 1a 項・第 1b 項は 2026 年 12 月 2 日
(b)	第 III 章第 4 節、第 V 章、第 VII 章、第 XII 章及び第 78 条（第 101 条を除く）	2025 年 8 月 2 日
(c)(i)	第 III 章第 1 節から第 3 節まで（第 6 条(5)を除く）のうち第 6 条(2)による分類（附属書 III 型）	2027 年 12 月 2 日
(c)(ii)	第 6 条(1)による分類（附属書 I 型）	2028 年 8 月 2 日
(d)	第 102 条から第 110 条まで	2026 年 7 月 27 日
—	上記以外（一般適用日）	2026 年 8 月 2 日

透明性に関する第 50 条は一般適用日から適用される。ただし、2026 年 8 月 2 日より前に上市された生成 AI システムの提供者については、同条(2)が定める機械により読み取ることができる標識に係る義務について四か月の経過措置が置かれ、2026 年 12 月 2 日までに適合すれば足りる（注 EU2）。

既に上市されている高リスク AI システムについては、第 111 条(2)が経過措置を置く。改正後の同項は、第 113 条にいう第 III 章の適用日を基準とし、当該日より前に

上市され又は供用されたものについては、その設計に重要な変更（significant changes in their designs）が生じない限り適用しないものとする。したがって基準日は分類の経路により異なり、附属書 III 型は 2027 年 12 月 2 日、附属書 I 型は 2028 年 8 月 2 日となる。もっとも、公的機関による使用を意図したシステムについては、2030 年 8 月 2 日までに適合させなければならない（注 EU11）。

消費者の意思決定の保護との関係で重要な規定として、第 86 条は、附属書 III に掲げる高リスク AI システム（同附属書第 2 号のものを除く。）の出力に基づいて導入者がした決定であって、法的効果を生じさせ、又はこれと同様に当該者に重大な影響を及ぼし、その影響が自己の健康、安全又は基本的権利に悪影響を及ぼすと当該者が考えるものについて、当該者が、当該システムが決定の手續において果たした役割及び決定の主要な要素について、導入者から明確かつ意味のある説明を受ける権利を定める。

もっとも、第 86 条(2)は、EU 法に適合する EU 法又は加盟国法により同条(1)の義務に例外又は制限が設けられる AI システムについて同項を適用しないものとし、同条(3)は、同項の権利が EU 法の下で別に定められていない限度においてのみ適用されるものとする。同条の適用については、次の三つを区別する必要がある。第一に、同条自体の適用日は 2026 年 8 月 2 日であり、繰延べの対象ではない。第二に、高リスクの分類を定める第 6 条(2)から(4)までの適用は 2027 年 12 月 2 日以後である。第三に、同日以後においても、既存のシステムについては第 111 条(2)の経過措置が及ぶ。

したがって、同条について「2027 年 12 月に全面的に実効化する」と記述することとも、2026 年 8 月 2 日から完全に機能すると断ずることとも適切ではない（評価）。

改正規則の前文(40)は、高リスク AI システムに関する第 III 章第 1 節から第 3 節までの適用を繰り延べる理由として、整合規格、共通仕様及び代替的な指針の利用可能性の遅れ並びに加盟国における所管当局の設置の遅れを挙げる。また前文(46)は、法的確実性を遅滞なく確保するため、公表の 3 日後に発効させるとする。欧州委員会の当初案には適用日を支援措置の利用可能性に連動させる仕組みが含まれていたが、採択された規則は固定した日付による繰延べを採用した（注 EU2）。なお、第 6 条(5)の高リスク分類に関する指針は、法定の期限を経過し、2026 年 5 月 19 日に草案が公表され意見募集も終了したが、基準日時点で最終版は公表されていない（注 EU12）。

6 汎用 AI モデル、行動規範及び整合規格

(1) 汎用 AI モデル

AI 法第 V 章は、汎用 AI モデル（general-purpose AI model）の提供者に技術文書の作成、下流提供者への情報提供等を義務づけ、システミックリスクを伴うモデルについては評価、リスク軽減、重大事象の報告等を加重する（第 53 条、第 55 条、注 EU13）。本調査では、これらの個別義務よりも、後記の Code of Practice が法的義務の実装を支える位置付けに着目する。

(2) 要件への適合を示す制度上の経路

AI 法には、法定の推定又はみなし適合を伴う経路と、これらの効果を伴わない適合実証の手段とがある。前者は整合規格（第 40 条）、共通仕様（第 41 条）及び第 42 条の各効果であり、後者には行動規範（第 50 条(7)及び第 56 条）や代替的な十分な手段による実証が含まれる。

この区別は、条文の文言の書き分けにより裏付けられる。第 55 条(2)は、システミックリスクを伴う汎用 AI モデルの提供者が義務の遵守を示すために行動規範に「依拠することができる（may rely on）」とするのに対し、第 40 条(1)は整合規格に適合する高リスク AI システム等が要件に「適合しているものと推定される（shall be presumed to be in conformity）」とする。第 53 条(4)も、汎用 AI モデルの提供者について行動規範への依拠を定める。すなわち、条文は「遵守を示すために依拠できること」と「適合が推定されること」とを異なる文言により区別している。

さらに、改正規則の前文(41)は、第 50 条(7)及び第 56 条(6)の行動規範について、これらが限定的な法的効果しか有せず、適合性の推定を付与しないことを明記する。したがって、行動規範に推定が生じないことは、第 56 条に推定の文言がないという消極的な理由によるものではなく、前文における積極的な説明に基づく（評価）。

なお、同前文は行動規範への依拠に関する条文として第 54 条(2)を参照するが、同項は認定代理人に関する規定であり、行動規範への依拠を定めるのは第 55 条(2)である。本報告書は法文の表記のとおり引用しており、当方において改めていない。以下の記述は、第 53 条(4)、第 55 条(2)及び第 56 条(6)を直接の根拠とする（評価）。

- **整合規格**（第 40 条）。官報に参照が公表された整合規格に適合する高リスク AI システム等は、当該規格が対象とする範囲で要件への適合が推定される。第 40 条(1)の文言上、この推定の範囲には第 17 条及び第 43 条は含まれない。
- **共通仕様**（第 41 条）。整合規格が存在しない場合等に欧州委員会が実施行為により定めることができ、所定の場合に要件への適合に法的効果が与えられる。
- 第 42 条。訓練・検証・試験用データに関する推定（同条(1)）、EU サイバーセキュリティ認証に関する推定（同条(2)）に加え、改正規則が新設した同条(3)は、一定の条件を満たす場合に第 15 条の要件に適合しているものとみなす。文言上、推定より強い効果である（評価）（注 EU2）。
- **行動規範**（第 56 条）。適合の推定は生じないが、法定義務への遵守を示す実務上の手段となり得る。
- 前記のいずれにもよらず、提供者が代替的な十分な手段により適合を実証する経路。

基準日時点では、第 40 条に基づき官報に参照が公表された整合規格は確認できず、第 41 条の共通仕様を定めた実施行為も確認できない（注 EU7）。AI 法の規制目的のための品質管理システムに関する EN 18286:2026 は CEN-CENELEC により公表済み

であるが、官報への参照は未了であり、第 40 条の推定は生じていない。その他の規格も作業中である（注 EU14）。

（評価）仮に EN 18286:2026 が将来官報に参照されたとしても、第 40 条(1)の推定の範囲に第 17 条は含まれていないから、品質管理システムについて当然に推定が生ずると記述することはできない。

高リスク AI システムに関する標準化作業は継続しており、欧州委員会の標準化要請にも更新が加えられている（注 EU15）。

（3）行動規範

汎用 AI モデルに関する行動規範（GPAI Code of Practice）は 2025 年 7 月 10 日に公表され、欧州委員会の意見（C(2025) 5361 final）により、その十分性が確認されている。同行動規範は任意であり、それ自体に適合性の推定は付与されない（注 EU16）。

AI により生成された内容の透明性に関する行動規範は 2026 年 6 月 10 日に最終版が公表され、欧州委員会の意見（C(2026) 4839 final）を受けている。これとは別に、欧州委員会は 2026 年 7 月 20 日、第 50 条の透明性義務の適用範囲及び実務上の遵守を示す最終ガイドラインを公表した。同行動規範及びガイドラインはいずれも法的拘束力を有する第 50 条の義務自体に代わるものではない（注 EU17）。

改正規則の前文(41)は、第 50 条(7)及び第 56 条(6)の行動規範が限定的な法的効果しか有せず、特に適合性の推定を付与しないことを明記する。併せて、同規則は行動規範を承認する実施行為の仕組みを削除したが、十分性の評価という手続自体は改正前から存在していた（注 EU2）。

（評価）行動規範は、法定義務への適合性の推定を与えるものではないが、欧州委員会の十分性評価を経た実務上の遵守提示手段として位置付けられる。

十分性の評価については、汎用 AI モデルに関する行動規範について第 56 条(6)が定め、AI により生成された内容の透明性に関する行動規範については、第 50 条(7)により第 56 条(6)の手続に従って行われる。改正前は、AI Office 及び AI 理事会が十分性を評価してこれを公表するものとされ、欧州委員会が実施行為により行動規範を承認して EU 全域における一般的な効力を与えることができるものとされていた。改正規則により、AI 理事会に諮問したうえで欧州委員会が意見を示すという単一手続に改められている。

（評価）前記(2)の五つの経路との関係でいえば、同評価は行動規範という経路の内部における手続であって、当該経路に推定の効果を付与するものではない。前文(41)が推定の不付与を明記していることは、この理解と整合する。もっとも、欧州委員会は、当該評価を経ることにより、署名者が行動規範に依拠して義務の遵守を示すことができるかが定まるとしており、評価を経ない場合には、行動規範への準拠は同等の法的な価値を有しないとしている（注 EU13a）。

(4) 規制のサンドボックス

AI 法第 57 条から第 63 条まで及び改正規則が新設した第 60a 条は、2026 年 8 月 2 日から適用されている。他方、加盟国が国内のサンドボックスを稼働させる期限は 2027 年 8 月 2 日である（改正前は 2026 年 8 月 2 日であった）。両者は区別を要する（注 EU18）。

参加により与えられる主な法的効果は、①参加の証明及び終了報告書が適合性評価等において積極的に考慮されること、②将来の提供者が個別の計画及び参加条件を遵守し所管当局の指針に誠実に従った場合に AI 法違反について行政上の過料（制裁金）を科されないことである。もっとも、参加により第 40 条に基づく適合性の推定が生ずるものではなく、参加者は第三者に生じた損害についての責任を引き続き負う（注 EU18）。

加盟国における稼働状況は一律ではなく、制度が施行されている国、一部の機能のみが運用されている国、試行的な制度を終了した国がある。EU レベルでは、第 58 条(1)の実施規則について草案が公表されているものの、基準日時点で最終的な採択及び官報公表を確認できず、第 60 条(1)の実施行為及び第 63 条(1)のガイドラインについても公表を確認できない（注 EU19）。

（評価）以上のとおり、基準日は履行の期間中であり、上位の規定は適用が開始されている一方、共通の実施の層は未整備であって、稼働は一部の加盟国にとどまる。「EU には既に規制のサンドボックスが整備されている」と一般化することはできない。

7 一般法制の層

(1) 不公正な商慣行に関する指令

UCPD は、消費者の取引に関する意思決定を歪める行為を、誤認を惹起する行為（第 6 条、第 7 条）及び攻撃的な商慣行（第 8 条、第 9 条）として規律する。AI を用いるか否かは要件ではない。2019 年の指令（Directive (EU) 2019/2161）により挿入された第 11a 条は、不公正な商慣行により害を受けた消費者に対し、損害賠償その他の個別的な救済を利用できるようにすることを加盟国に義務づける（注 EU20）。

UCPD 第 11a 条の国内法化の内容は加盟国により異なる。ドイツでは不正競争防止法第 9 条(2)が消費者の損害賠償請求権を明文で設け、フランス消費法典 L.132-10 は攻撃的な商慣行により締結された契約の無効を定める（注 EU21）。また、消費者契約の条項については、不公正契約条項指令（Directive 93/13/EEC）の一般規律も適用され得る（注 EU21）。

(2) 消費者の権利に関する指令

消費者権利指令第 6 条(1)(ea)は、距離契約又は営業所外契約について、自動化された意思決定に基づいて価格が個別化されている場合に、その旨を消費者に情報提供することを事業者義務づける。同規定は Directive (EU) 2019/2161 により挿入された。欧州委員会によれば、2024 年 5 月 29 日までに全加盟国が同指令の完全な国内法

化措置を通知している。ただし、これは加盟国による通知の状況を示すものであり、国内法化措置の適合性については別途欧州委員会による確認が行われる（注 EU22）。

(3) デジタルサービス法

DSA 第 25 条(1)は、オンラインプラットフォームの提供者が、そのインタフェースを、役務の受領者の自由かつ情報に基づく意思決定を欺き又は歪める方法により設計し、組織し、又は運営することを禁止する。ただし同条(2)は、UCPD 又は一般データ保護規則が対象とする行為には同条を適用しないとする。同項が明示的に除外するのは、UCPD 又は一般データ保護規則が対象とする行為であり、これらについて同条(1)との重複した適用が避けられる。AI 法との関係を直接に定める規定ではなく、その調整は別途の検討を要する（評価）（注 EU23）。

もっとも、執行の主体については、AI 法第 75 条(1)（改正規則による改正後のもの）が、次の AI システムについて、AI Office がこの規則上の義務の監督及び執行について専属的な権限を有する旨を定める。すなわち、①モデル及びシステムが同一の提供者又は同一の企業体に属する提供者により開発された汎用 AI モデルに基づく AI システム（ただし、附属書 I に掲げる EU の調和法令が対象とする製品に関するもの、附属書 III 第 2 号のもの、第 74 条(6)に該当する限りにおける法執行機関、国境管理当局及び金融機関が提供するもの、並びに司法の運営に関する附属書 III 第 8 号のものを除く。）、及び②DSA により指定された超大規模オンラインプラットフォーム又は超大規模オンライン検索エンジンを構成し、又はこれに組み込まれた AI システムである。この専属的な権限は、これらのシステムの提供者に及ぶものとし、導入者については、当該導入者が提供者でもある場合又は提供者と同一の企業体に属する場合に限り及ぶ。

（評価）これは AI 法の執行の主体を割り当てる規定であり、DSA と AI 法との実体的な適用の優先関係を定めるものではない。もっとも、②により、DSA 上の超大規模オンラインプラットフォーム等に組み込まれた AI システムについては、AI 法上の執行が AI Office に集約される（注 EU28）。

DSA 第 27 条は、レコメンダーシステムを用いるオンラインプラットフォームの提供者に対し、その主要なパラメータ等の説明を義務づける。これに加え、超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジンについては、システムリスクの評価及び軽減（第 34 条、第 35 条）並びに適格性を確認された研究者等によるデータへのアクセス（第 40 条）が定められている。また、第 26 条は広告の透明性、第 28 条は未成年者の保護に関する義務を置く（注 EU23）。

(4) 紛争解決及び集团的救済

裁判外紛争解決については、EU の消費者 ADR 制度を改正する Directive (EU) 2025/2647（2025 年 12 月 16 日採択）がある。同指令は、デジタルコンテンツ及びデジタルサービスに関する契約紛争が対象となることを明確化し、契約が締結された場合には、その締結前の段階に由来する義務に関する紛争も対象とする。また、デジタルコンテンツ又はデジタルサービスの提供について、消費者が代金を支払わず

個人データを提供する契約にも対象を拡張する。さらに、意思決定の過程において自動化された手段が用いられる場合に、事前にその使用を明確に知らせること、及び当事者が当該手続の結果について自然人による見直しを求めることができることを定める（改正後の Directive 2013/11/EU 第 2 条(1)及び第 5 条(2)(d)）。

（評価）AI を用いた紛争解決の手続について透明性及び人による見直しを求める点で、AI に固有の規律と重なる。もっとも、同指令の国内法化期限は 2028 年 3 月 20 日であり、加盟国は国内措置を同年 9 月 20 日から適用するものとされているため、基準日時点では、Directive 2013/11/EU の現行の国内法化措置に基づく制度が引き続き運用されている（注 EU24）。集团的救済については、代表訴訟に関する指令（Directive (EU) 2020/1828）により、適格団体が差止め又は救済措置を求める代表訴訟を提起する制度が設けられている（注 EU25）。

（5）立法の動向

デジタル公正法（Digital Fairness Act）は、2026 年の欧州委員会作業計画（COM(2025) 870 final）附属書 I 第 30 項に掲げられた立法提案の準備段階にあり、基準日時点で提案は提出されていない（注 EU26）。

（6）個人情報保護に関する規律との関係

一般データ保護規則（Regulation (EU) 2016/679）第 22 条は自動化された意思決定に関する規律を置き、第 86 条と対象・要件・効果を異にしつつ併存し得る。もっとも、個人情報保護法制は本調査の対象外であるため、ここでは関係を示すにとどめる（注 EU27）。

8 行政による執行（補足）

AI 法の執行は、原則として加盟国が指定する市場監視当局が担い、市場監視規則（Regulation (EU) 2019/1020）に基づく是正措置、市場からの回収・撤去等の権限が組み合わされる。AI Board 等は加盟国間の一貫した適用を支える調整機構として位置付けられる（注 EU28）。

汎用 AI モデルについては欧州委員会の AI Office が直接の監督・執行権限を有し、2026 年改正により一定の AI システムにも権限が拡張された。改正規則は、調査、情報要求、立入検査、拘束力のある約束、違反決定、過料及び履行強制金等の権限も整備した。履行強制金の上限は、前会計年度における平均日次収入又は全世界の年間総売上高の 1 日当たり 5 パーセントとされる（注 EU28）。

過料の上限は、第 5 条の違反について 3,500 万ユーロ又は前会計年度における全世界の年間総売上高の 7 パーセントのいずれか高い額（第 99 条(3)）、同条(4)が列挙する義務の違反について 1,500 万ユーロ又は 3 パーセントのいずれか高い額（同条(4)）、当局に対する不正確な情報の提供について 750 万ユーロ又は 1 パーセントのいずれか高い額（同条(5)）である。中小企業（スタートアップを含む。）については、第 99 条(6)により同条の各上限のいずれか低い額とされ、小規模中堅企業についても、同条(6a)により同条(4)及び(5)の違反に係る過料はいずれか低い額とされる。他方、汎用 AI モデルの提供者に対する過料は第 101 条(1)によるものであり、1,500

万ユーロ又は全世界の年間総売上高の3パーセントのいずれか高い額を上限とする。第99条(6)及び(6a)の例外は同条に係るものであり、第101条には及ばない（評価）（注EU6）。

DSAでは、超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジンについて欧州委員会が直接の監督・執行を担う一方、加盟国のデジタルサービス調整官（Digital Services Coordinator）も国内における監督・執行を担う（注EU23）。

UCPD及び消費者権利指令等の越境的な消費者法違反については、消費者保護協力規則（Regulation (EU) 2017/2394）に基づくCPCネットワークを通じて加盟国当局が相互援助・協調行動を行い、事業者による是正の約束（commitments）を受け入れる仕組みも置かれている（注EU20）。

インタフェースの設計に対する執行はDSAにおいて既に行われている。欧州委員会は2025年12月5日、認証済みアカウントの表示に係る欺瞞的な設計等を理由としてX社に対し1億2,000万ユーロの過料を科した。本件は、AIの利用の有無を問わず、消費者の判断環境に影響するインタフェース設計を行政執行の対象とした例である（注EU29）。

9 裁判例及び私的救済（補足）

本調査で確認した範囲では、AI法第5条を適用した司法判断及び執行決定は確認できなかった（注EU7）。AI法は、その違反について独立の損害賠償請求権を明文で設けていない。

第86条の解釈に関する先決付託は存在するものの、基準日時点で同条の実体的解釈を示した司法判断は確認できない（注EU30）。

したがって、消費者による私的な救済は、不公正取引規制の国内実装（UCPD第11a条）を起点として、契約法、不法行為法、さらに適用可能な場合には製造物責任という段階的な経路による。新たな製造物責任指令は2026年12月8日より後（すなわち同月9日以後）に上市された製品に適用されるため、基準日時点ではその適用前であるが、適用後は証拠開示及び欠陥・因果関係等の推定により立証負担を軽減する仕組みが利用可能となる（前記4、注EU8）。

集団的な救済については、代表訴訟に関する指令に基づく手続が存在する。同指令第23条(2)は、加盟国に対し、終結した代表訴訟の件数及び種類、対象となった違反及び当事者並びに訴訟の結果について、最初は2027年6月26日までに、その後毎年、欧州委員会に情報提供することを求める。基準日時点では最初の期限が到来しておらず、同項に基づくEU全体の公式集計は公表されていない（注EU25）。

10 小括

EUは、AIに特化した規則を設け、リスクの程度に応じた義務を課するという方法を採用。もっとも、基準日は履行の期間中にあり、高リスクAIシステムに関する中核的な規定の適用は2027年12月2日及び2028年8月2日へ繰り延べられた。

制度上の適合性の効果としては、第 40 条の整合規格及び第 41 条の共通仕様に加え、第 42 条(1)及び(2)が個別の適合性推定を、同条(3)がみなし適合を定める。もっとも、基準日時点で官報に参照が公表された整合規格を確認できず、共通仕様を定めた実施行為も確認できない。行動規範は公表され十分性の評価を受けているが適合性の推定を生じさせず、規制のサンドボックスも共通の実施の層はなお整備途上にある。

消費者の意思決定の保護は、AI 法のみによって担われているのではなく、UCPD、消費者の権利に関する指令及び DSA が、それぞれの適用範囲に応じて併存する。私的な救済の中心は、現時点ではこれらの一般法制にある。

脚注

注 EU1 Regulation (EU) 2024/1689 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 laying down harmonised rules on artificial intelligence (OJ L, 2024/1689, 12.7.2024)。本報告書における条文の引用は、改正後の統合版による。<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A02024R1689-20260727>（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令。

注 EU2 Regulation (EU) 2026/1744 of the European Parliament and of the Council of 8 July 2026 amending Regulations (EU) 2024/1689, (EU) 2018/1139 and (EU) 2023/1230 as regards the simplification of the implementation of harmonised rules on artificial intelligence (Digital Omnibus on AI) (OJ L, 2026/1744, 24.7.2026)。https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ%3AL_202601744（最終アクセス：2026 年 8 月 21 日）資料区分：法令。本文中の前文(38)、(40)、(41)、(46)及び第 1 条による各改正の記載は、同官報本文による。

注 EU3 AI 法の立法目的及び禁止行為が想定する弊害について、Regulation (EU) 2024/1689 前文(1)、(5)、(28)、(29)等参照。改正後統合版：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A02024R1689-20260727>。立法過程資料として、European Commission, White Paper on Artificial Intelligence, COM(2020) 65 final：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020DC0065>、Proposal for a Regulation laying down harmonised rules on artificial intelligence, COM(2021) 206 final：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52021PC0206>、Commission Staff Working Document, Impact Assessment, SWD(2021) 84 final：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021SC0084>（いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 25 日）資料区分：法令・立法資料。

注 EU4 AI 法第 5 条(1)。前掲注 1 の統合版による。資料区分：法令。

注 EU5 European Commission, Guidelines on prohibited artificial intelligence practices, C(2025) 5052 final（2025 年 7 月 29 日採択）。<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/commission-publishes-guidelines-prohibited-artificial-intelligence-ai-practices-defined-ai-act>（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：

ガイダンス。内容の承認は 2025 年 2 月であり、正式な公表は同年 7 月 29 日である。

注 EU6 AI 法第 99 条(3)から(7)まで及び第 101 条(1)。中小企業等に係る例外につき同条(6)及び(6a)。 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A02024R1689-20260727>（改正後の統合版。最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令。

注 EU7 検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。

注 EU8 Directive (EU) 2024/2853 第 2 条(1)、第 6 条、第 9 条及び第 10 条。本文：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A32024L2853>。適用開始時期については、Corrigendum of 7 May 2026 により第 2 条(1)の文言が“after 8 December 2026”に訂正されている：<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/2853/corrigendum/2026-05-07/oj/eng>（最終アクセス：2026 年 8 月 25 日）。第 9 条は証拠開示、第 10 条(2)(a)から(c)までは欠陥の推定、同条(3)は因果関係の推定、同条(4)は技術的・科学的複雑性がある場合の推定、同条(5)は反証を定める。資料区分：法令。

注 EU9 Directive (EU) 2024/2853 の National transposition measures (EUR-Lex)：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/NIM/?uri=CELEX%3A32024L2853>（最終アクセス：2026 年 8 月 28 日）。同日確認時点の表示では、クロアチア 1 件、ハンガリー 6 件の国内法化措置が登録されている。NIM への掲載自体は欧州委員会が国内法化の完全性又は適合性を最終確認したことを意味しない。資料区分：立法資料。

注 EU10 AI に起因する損害についての非契約責任の規律の調整に関する指令案の撤回 (OJ C/2025/5423。CELEX 52025XC05423)。欧州委員会第 2533 回会合 (2025 年 7 月 16 日) による。<https://eur-lex.europa.eu/eli/C/2025/5423/oj/eng>（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：立法資料。

注 EU11 AI 法第 111 条(2)及び第 113 条（改正規則第 1 条(39)及び(40)による改正後のもの）。前掲注 2 の官報本文及び前掲注 1 の統合版により逐語を確認した。なお、第 113 条第 3 段(b)は改正規則による改正の対象とされておらず、規則(EU) 2024/1689 の原文のとおりである。資料区分：法令。

注 EU12 第 6 条(5)の高リスク分類に関する指針の草案 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/draft-commission-guidelines-classification-high-risk-ai-systems> 及び意見募集 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/consultations/targeted-consultation-draft-guidelines-classification-high-risk-artificial-intelligence-systems>、指針の一覧 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/guidelines-ai-high-risk-systems>（いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：ガイダンス・行政文書。

注 EU13 AI 法第 53 条及び第 55 条。前掲注 1 の統合版による。資料区分：法令。

注 EU13a 欧州委員会「Signing the Code of Practice on Transparency of AI-generated Content」（最終更新 2026 年 7 月 29 日）<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/signing-code-practice-transparency-ai-generated-content>（最

終アクセス：2026年9月9日）。同資料は、第50条(7)がAI Officeに行動規範の作成の促進を委ね、欧州委員会が第56条(6)の手續に従い実施行為により承認し得る旨を述べたうえで、評価を経ない場合には行動規範への準拠が同等の法的及び監督上の価値を有しない旨を述べる。また、改正により、AI理事会に諮問したうえで欧州委員会が意見を示すという単一の手續が同一の法的効果を生ずる旨を述べる。資料区分：当局の公表資料（法的拘束力を有しない説明資料であり、条文そのものではない。）。

注 EU14 CEN-CENELEC, “EN 18286 in the Spotlight: Supporting Compliance with the AI Act” (2026年7月31日) : <https://www.cencenelec.eu/news-events/news/2026/en-in-the-spotlight/2026-07-30-ai-quality-management/>。CEN-CENELEC Artificial Intelligence topic page : <https://www.cencenelec.eu/areas-of-work/cen-cenelec-topics/artificial-intelligence/>（いずれも最終アクセス：2026年8月25日）資料区分：規格・背景文献。同資料により EN 18286:2026 が公表済みであることは確認できるが、官報への参照は基準日時点で確認できない。

注 EU15 欧州委員会実施決定 C(2025) 3871 of 23.6.2025（正式名称に「and repealing Implementing Decision C(2023) 3215」を含む。）。改正案（M613 Amendment 1。2026年7月30日通知、意見の期限2026年9月17日）につき、草案 https://single-market-economy.ec.europa.eu/document/download/5b788ecd-4dd4-4f91-8605-c4b61951cbd5_en?filename=M613%20Amendment%201%20to%20C%282025%293871.pdf 及び欧州委員会の標準化に関する通知の一覧 https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/goods/european-standards/notification-system_en（いずれも最終アクセス：2026年8月22日）資料区分：行政文書・提案。

注 EU16 General-Purpose AI Code of Practice（2025年7月10日公表）<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/contents-code-gpai> 及び European Commission Opinion C(2025) 5361 final（2025年8月1日）<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/commission-opinion-assessment-general-purpose-ai-code-practice>（いずれも最終アクセス：2026年8月25日）資料区分：ガイダンス・行政文書。

注 EU17 Code of Practice on Transparency of AI-generated Content（2026年6月10日公表） : <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-ai-generated-content>。European Commission Opinion C(2026) 4839 final : <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/commission-opinion-assessment-code-practice-transparency-ai-generated-content>。European Commission, Guidelines on transparency obligations for providers and deployers of AI systems（2026年7月20日公表） : <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/guidelines-transparency-obligations-providers-and-deployers-ai-systems>（いずれも最終アクセス：2026年8月25日）資料区分：ガイダンス・行政文書。

注 EU18 AI 法第57条から第63条まで及び第60a条（改正後統合版 : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A02024R1689-20260727>、最終アクセス：2026年8月25日）。第57条(7)は参加証明・終了報告書を適合性評価

等で用いること及び市場監視当局・通知機関が合理的な範囲でこれを積極的に考慮することを定める。同条(12)は所定の条件を満たす prospective providers について AI 法上の行政過料を科さないことを定める一方、第三者に生じた損害について適用される EU 法・国内法上の責任は残る。また、同項は、他の EU 法又は国内法に基づく追加的な条件・義務の適用を妨げない。資料区分：法令。

注 EU19 加盟国例として、ラトビア Artificial Intelligence Centre Law 第 8 条：

<https://likumi.lv/ta/en/en/id/359339-artificial-intelligence-centre-law>、Cabinet Regulation No. 12：<https://likumi.lv/ta/id/365787>。リトアニア Law No. XV-105 amending the Law on Technology and Innovation：<https://www.e-tar.lt/portal/lt/legalAct/9c30a402d88811efa5ddd96c482819f5/asr>、Innovation Agency, “Reguliacinė dirbtinio intelekto (DI) smėliadėžė”：

<https://www.inovacijuagentura.lt/reguliacine-dirbtinio-intelektu-di-smeliadeze/>（最終アクセス：2026 年 9 月 15 日）。スペイン Real Decreto 817/2023：

<https://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-2023-22767>、スペイン政府 2026 年 6 月

12 日公表：<https://digital.gob.es/comunicacion/notas-prensa/secretaria-digitalizacion-e-inteligencia-artificial/2026/06/el-gobierno-concluye-con-exito-el-primer-sandbox-de-inteligencia>。EU 共通実施層について、第 58 条(1)実施規則草案に関する欧州委員会

意見募集：<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/consultations/commission-seeks-feedback-draft-implementing-act-establish-ai-regulatory-sandboxes-under-ai-act>、草案

Ares(2025)10569703：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=intcom%3AAres%282025%2910569703>、第 63 条(1)ガイドライン

の策定状況：<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/supporting-implementation-ai-act-clear-guidelines>（いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 25 日）資料区分：法令・行政

文書。第 60 条(1)に基づく実施行為については、凡例記載の資料を対象に基準日時点

の最終的な採択・公表を確認できなかった。

注 EU20 Directive 2005/29/EC 第 6 条から第 9 条まで及び第 11a 条（Directive (EU)

2019/2161 により挿入）：<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2005/29/2022-05-28/eng>。越境

的な執行について、Regulation (EU) 2017/2394（CPC Regulation）第 16 条以下及び第

20 条等：<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2017/2394/oj/eng>（いずれも最終アクセス：

2026 年 8 月 25 日）資料区分：法令。CPC Regulation は、加盟国当局の相互援助・協

調行動及び事業者によるコミットメントの受入れ等を定める。

注 EU21 ドイツ不正競争防止法（Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb）第 9 条(2)

https://www.gesetze-im-internet.de/uwg_2004/_9.html、フランス消費法典（Code de la consommation）L.132-10

https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000032227097、Council

Directive 93/13/EEC on unfair terms in consumer contracts：[https://eur-](https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/1993/13/oj/eng)

[lex.europa.eu/eli/dir/1993/13/oj/eng](https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/1993/13/oj/eng)（いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 25 日）資料区分：法令。

注 EU22 Consumer Rights Directive（Directive 2011/83/EU）第 6 条(1)(ea)：[https://eur-](https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2011/83/2022-05-28/eng)

[lex.europa.eu/eli/dir/2011/83/2022-05-28/eng](https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2011/83/2022-05-28/eng)。同号は Directive (EU) 2019/2161 第 4 条

(4)(a)(ii)により挿入された：<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/2161/oj/eng>。European

Commission, Report on the implementation of Directive (EU) 2019/2161, COM(2024) 258 final/2 : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52024DC0258R%2801%29>（最終アクセス：2026年8月25日）。同報告書によれば2024年5月29日までに全加盟国が complete transposition を通知したが、国内法化措置の適合性評価は別途行われる。資料区分：法令・政策文書。

注 EU23 Regulation (EU) 2022/2065 (Digital Services Act) 第25条から第28条まで、第34条、第35条及び第40条 : <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj/eng>（最終アクセス：2026年8月25日）。第27条はレコメンダーシステムを用いるオンラインプラットフォーム一般に主要なパラメータ等の説明を求める。第34条、第35条及び第40条は VLOP/VLOSE に係る追加義務であり、第40条は vetted researchers によるデータアクセス等を定める。資料区分：法令。

注 EU24 Directive (EU) 2025/2647 (2025年12月16日採択。OJ 2025年12月30日) 第1条(1)及び(4)（改正後の Directive 2013/11/EU 第2条(1)及び第5条(2)(d)）、第5条（国内法化）並びに第6条（発効）。対象の範囲につき同指令前文(4)から(6)まで及び(13)、自動化された手段に関する定め趣旨につき同前文(21)。 <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2025/2647/oj>（最終アクセス：2026年9月9日）資料区分：法令。

注 EU25 Directive (EU) 2020/1828 on representative actions 第7条及び第23条 : <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2020/1828/oj/eng>。European Commission, Representative Actions Directive : https://commission.europa.eu/law/law-topic/consumer-protection-law/representative-actions-directive_en（いずれも最終アクセス：2026年8月25日）。第23条(2)は、加盟国に対し、終結した代表訴訟の件数及び種類、対象違反・当事者、結果について、最初は2027年6月26日までに、その後毎年情報提供することを求める。資料区分：法令・行政文書。

注 EU26 European Commission, Commission work programme 2026, COM(2025) 870 final, 附属書 I 第30項。 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52025DC0870>（最終アクセス：2026年8月22日）資料区分：政策文書。

注 EU27 Regulation (EU) 2016/679 第22条。 <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj/eng>（最終アクセス：2026年8月22日）本文における言及は、AI法第86条との関係を示すための限度にとどまる。資料区分：法令。

注 EU28 AI法第74条、第75条及び第75a条から第75d条まで（改正規則による改正後のもの）。前掲注1の統合版及び前掲注2の官報本文による。市場監視について、Regulation (EU) 2019/1020 : <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2019/1020/oj/eng>（最終アクセス：2026年8月25日）。AI Board について AI法第65条以下参照。資料区分：法令。

注 EU29 欧州委員会による決定（2025年12月5日。DSA 第25条、第39条及び第40条の違反を理由とする過料1億2,000万ユーロ）。 <https://digital->

strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-fines-x-eu120-million-under-digital-services-act
(最終アクセス：2026 年 8 月 22 日) 資料区分：執行事例。

注 EU30 C-806/24 (2026 年 6 月 3 日付け命令により終結。ECLI:EU:C:2026:466)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/CASE/?uri=CELEX%3A62024CO0806> 及び C-245/25 (基準日時点で係属中) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/CASE/?uri=CELEX%3A62025CN0245> (いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 22 日) 資料区分：裁判所資料。

第2章 米国（連邦）

1 全体像及び立法動向

米国連邦には、人工知能（artificial intelligence。以下「AI」という。）を対象として横断的に規律する制定法は、本調査で確認した範囲では存在が確認できなかった

（注 US1）。もっとも、これは AI を用いた行為が法的に放任されていることを意味するものではない。消費者の意思決定の保護に関わる規律は、①連邦取引委員会法（Federal Trade Commission Act）第 5 条の一般条項、②取引類型ごとに設けられた個別の連邦法及び規則、③法的拘束力を有しない任意のリスク管理枠組み、という三つの層により構成されており、これに④州法の連邦法に先行する AI に関する法整備が加わる（評価）。

立法の動向として、消費者ごとに異なる価格を提示する慣行（personalized pricing。以下「個別化価格」という。）を対象とする連邦法案が提出されている。One Fair Price Act of 2025（S.3387）は、2025 年 12 月 8 日に上院に提出され、商業・科学・運輸委員会に付託された。同法案は、消費者に関する情報の取得に基づく価格設定を禁止する類型に属し、連邦取引委員会及び州の司法長官による執行に加え、一定の私的訴権を設ける。また、一定の価格差が示された場合に違反を推定する規定を置く一方、費用の合理的な差異及び真正な割引等について適用除外を定める。基準日時点では委員会に付託された段階にあり、成立していない（注 US2）。

連邦における立法が前記の段階にある一方で、州においては既に複数の立法が成立している。本報告書の調査対象は連邦法制であるが、連邦の立法動向の背景として、個別化価格を対象とする州法の状況を図表 2-1 に掲げる。

図表 2-1 個別化価格を対象とする州法（連邦立法動向の背景として掲げる補助資料）

州	法令	規律の 類型	対象	執行主体・ 私的救済	基準日時 点の状態
ニュー ヨーク	General Business Law §349- a	開示型 （定型 文言に よる開 示義 務）	個人情報を用いて設定された価 格を提示する事業者を対象とす る	司法長官。 停止及び是 正を求める 書簡の送付 を前置。同 条は独立の 私的訴権を 設けない	施行済み （法定施 行日 2025 年 7 月 8 日）（注 US3）
コネテ ィカッ ト	Public Act No. 26- 130 第 11 条	禁止型 ＋開示 型	小売業者及び第三者配送サービ ス提供者（有形動産の小売。食 品分野に限られない。）を対象 とする	司法長官が 専属。私的 訴権を明文 で排除	成立済 み・未施 行（2027 年 7 月 1 日 施行） （注 US4）
メリー ランド	2026 Md. Laws ch. 154 （Com. Law §13- 321、§13- 322）	禁止型 ＋開示 型	禁止（§13-321）は、1 万 5,000 平方フィート以上の事業所を運 営する食品小売業者及び第三者 食品配送サービス提供者が、州 の売上・使用税が免除される食 品について、動的な価格設定に より特定の消費者に高い価格を 設定し、又は監視により得た個 人データを用いて単一若しくは 複数の消費者に高い価格を設定 する行為。 開示（§13-322）は、保険関係 者、金融機関及び§13-321 の対 象事業者等を除き、商人一般を 対象とする	司法長官。 45 日の是正 期間。私的 訴権を排除 （同§13- 408(a)）	成立済 み・未施 行（2026 年 10 月 1 日施行） （注 US5）
ニュー ジャー ジー	P.L.2026, c.55	禁止型	法定用語「groceries and other foodstuffs」の価格。同用語に は、食品のほか、紙製品、家庭 用の清掃用品、健康及び美容に 関する用品並びにペット用品等 が含まれる。飲食提供施設が施 設の内外において直ちに消費さ れるよう調理した食品又は飲料 は、同用語から除かれる。対象 事業者を限定する規定はない	司法長官。 差止め、遵 守の強制、 過失以上の 各違反によ る実損害 等。同法に 独立の私的 訴権の規定 はない	成立済 み・未施 行（2027 年 8 月 1 日 施行） （注 US6）

メリーランド州法及びニュージャージー州法は、いずれも対象となる商品又は事業者を限定しており、個別化価格を一般的に禁止するものではない。また、両法と

も、費用の合理的な差異、真正な割引及び本人の同意に基づく価格等について法定の例外を置く。ニュージャージー州法は、対象となる行為を州消費者詐欺法上の不法な慣行と規定しており、同法に基づく私人の訴訟が生じ得る（評価）（注 US6）。

このほか、複数の事業者が共通のアルゴリズムを用いて価格を協調させる行為を対象とする立法があり、カリフォルニア州のように反トラスト法の改正により一般的に禁止する例もある。これらは、単一の事業者が個々の消費者に対して異なる価格を提示する行為を対象とする図表 2-1 の各法とは、規律の対象主体及び法的基礎を異にする（注 US7・注 US8）。

開示型の規律については、その合憲性が争われた事例がある。ニューヨーク州法について、全米小売業協会は、監視に基づく価格設定を用いる事業者に定型文言による開示を義務づけることが事業者の言論の自由を侵害すると主張し、合衆国憲法修正第 1 条違反を理由として提訴した。ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、2025 年 10 月 8 日、予備的差止命令の申立てを却下し、州の却下の申立てを認めた。同判決は、政府が事業者に対し事実に関する非論争的な情報を消費者に開示させることについて同修正第 1 条上広い裁量を認める判例の系列（*Zauderer v. Office of Disciplinary Counsel*）に同法を位置付け、当該開示は価格の近くに置かれる短い事実の告知であって負担は最小限であるとし、規制の対象となる事業者は当該手法を用いるか否かを自ら決定することができ、当該技術についての自らの見解を表明することも妨げられないとした（注 US3a）。

（評価）米国では、開示の義務づけそれ自体が強制的な商業的言論として修正第 1 条上の審査の対象となる点に特徴がある。もっとも、同判決は連邦地方裁判所のレベルでの判断であり、本調査で確認した範囲では、上級審の判断は確認できない（注 US3a）。

なお、本節に掲げた州法は、個別化価格に関する立法を有する州に限って摘示したものであり、全米 50 州を網羅的に調査した結果ではない。

2 連邦取引委員会法第 5 条と執行

(1) 規律の枠組み

連邦取引委員会法第 5 条(a)（15 U.S.C. §45(a)）は、商業における又は商業に影響を及ぼす不公正な又は欺瞞的な行為又は慣行（*unfair or deceptive acts or practices*）を違法とする。同条は特定の技術を名宛人とするものではなく、AI を利用したという一事をもって違反となるものではない。既存の禁止行為に該当するか否かにより判断される（評価）。

欺瞞性（*deception*）については、表示、不作為又は慣行が、状況に照らして合理的に行動する消費者を誤認させる可能性があり、かつ、その誤認が重要な事項

（*material*）に関するものであるかが問題となる。重要な事項とは、消費者の商品又は役務に関する行動又は意思決定に影響し得る事項をいう。

不公正性については、同条(n) (15 U.S.C. §45(n)) が、①消費者に対する実質的な損害を生じさせ、又は生じさせるおそれがあること、②消費者自身が合理的に回避することができないこと、③消費者又は競争に対する対抗的な利益によって相殺されないこと、という要件を定める（注 US9）。

同条は、連邦取引委員会（Federal Trade Commission。以下「FTC」という。）による執行を予定するものであり、消費者に私的訴権を与えていない。FTC が同意命令案（proposed consent order）により事件を処理する場合には、同法第 6 条(f) (15 U.S.C. §46(f)) 及び FTC 手続規則 (16 C.F.R. §2.34 (c)) に基づき、当該合意を 30 日間公衆の閲覧に供し、併せて意見の提出に資するための分析（Analysis to Aid Public Comment）を公表する取扱いがされている（注 US10）。

(2) 執行事例

FTC は、2024 年 9 月 25 日、AI に関する欺瞞的な表示等を対象とする一連の執行（Operation AI Comply）を開始したことを公表した（注 US11）。このうち、法律文書の自動作成サービスに関する DoNotPay, Inc. の事件（Docket No. 232-3042）では、2025 年 1 月 17 日の最終命令により 19 万 3,000 ドルの支払等が定められた（注 US12）。また、文章生成サービスに関する Rytr LLC の事件（Docket No. 232-3052）では、2024 年 12 月 18 日に決定及び命令が発出された（注 US13）。

もっとも、FTC は、2025 年 12 月 22 日、Rytr LLC に対する前記の最終命令を再開し、これを取り消す命令を発出した（委員会票 2 対 0）。FTC は、その理由として、訴状が連邦取引委員会法上の法的要件を満たしていないこと、及び当該命令が AI の技術革新を不当に妨げるものであることを挙げている（注 US14）。

（評価）前記の取消しは個別の命令に係るものであり、これをもって AI に関する執行方針が全体として転換したと断ずることはできない。もっとも、後記する個別化価格に関する一連の経過と併せてみれば、執行の重点が再調整されつつあることを示す一例と位置付けることはできる。

なお、執行事例とは別に、FTC は 2025 年 9 月 11 日、AI コンパニオンとして機能する消費者向けの AI チャットボットを提供する 7 社の事業者に対し、連邦取引委員会法第 6 条(b)に基づく情報提出命令を発出し、利用者及び保護者への表示、人格（キャラクター）の設定及び承認、収益化の方法、児童及び若年層への悪影響の測定及びその緩和策等について市場調査を開始している（注 US14a）。

(3) 個別化価格に関する執行方針の推移

（評価）FTC は個別化価格に関する執行方針を整理しようとしているが、その具体的な調査結果を説明する前に、調査担当者らの私見としての課題認識を記載する。個別化価格が取り上げられる理由は、単一のものではなく、少なくとも三つの異なる懸念が含まれていると考えられる。第一に、価格の設定に用いられる情報が、消費者の知らないうちに取得されている場合があることである。位置情報、閲覧履歴、購入に至らなかった商品の履歴等が価格に反映されるとき、消費者は、提示された価格が自らに向けて設定されたものであることを知り得ない。第二に、消費者

の支払意思を推定して価格を設定することが、需給によって価格が定まるという前提と異なることである。第三に、価格の設定に用いられる情報が、結果として所得、居住地域その他の属性の代替となり得ることである。もっとも、消費者ごとに価格が異なること自体は、割引、会員価格等として広く行われており、直ちに不当なものではない可能性がある（各州法及び前記の連邦法案が、費用の合理的な差異及び真正な割引について適用除外を置いているのは、この点に対応するものとも想定される）。いずれの懸念に対応するかにより、規律の対象及び手法は異なり得る。

改めて、個別化価格に関する FTC の対応は、次のように推移している。

図表 2-2 個別化価格に関する FTC の対応の推移

時期	事項	手続の段階
2024 年 7 月	価格設定に関与する仲介事業者 8 社に対する情報提供命令（連邦取引委員会法第 6 条(b)に基づくもの。Matter No. P246202）	調査の開始（注 US15）
2025 年 1 月 17 日	前記調査の初期の知見に関するスタッフレポートの公表（対象 8 社のうち 6 社から提出された文書に基づく）。同日、2 名の委員が公表に反対する意見を付した	調査の中間結果が公表（注 US15a）
2025 年 1 月 17 日	前記調査に関する意見募集の開始（Docket No. FTC-2025-0007）	意見募集の開始（注 US16）
2025 年 1 月 22 日	前記文書の撤回及びドケットの閉鎖	撤回（注 US17）
2026 年 4 月 14 日（連邦官報掲載は同月 16 日）	オンライン食品配送における不公正又は欺瞞的な手数料に関する事前規則制定告示（91 Fed. Reg. 20381。意見提出期限 2026 年 5 月 18 日）	規則制定の準備段階（注 US18）
2026 年 8 月 4 日	上院司法委員会犯罪・反テロ小委員会における公聴会	立法府における審議（注 US19）
2026 年 8 月 19 日	個別化価格に関する執行方針声明案の公表（委員会票 2 対 0）。意見募集は当初 2026 年 9 月 18 日までとされ、同年 9 月 3 日に 7 日間延長された	提案段階（注 US20・注 US21）

2025 年 1 月 17 日に公表されたスタッフレポートは、正確な位置情報又は閲覧履歴が、同一の商品又は役務について異なる価格を個々の消費者に提示するために用いられ得ること、ウェブページ上のマウスの動き及びオンラインの買物かごに購入されずに残された商品の種類といった行動が追跡され価格の調整に用いられ得ること、並びに対象となった仲介事業者が食料品店から衣料品の小売業者に至る少なくとも 250 の顧客と取引していたことを示す。もっとも、同レポートは、監視価格調査に関する初期的な観察結果を示すものであって、違法行為の有無についての評価

を示すものではないと明記している。同日、2名の委員は、確固たる事実の認定ではなく仮想的な事例を伴う初期の観察を公表することは第6条(b)の作業に置かれた信頼を損ないかねないとして、公表に反対する意見を付した（注 US15a）。

（評価）2024年から2026年にかけて、調査、意見募集、執行方針声明案と手段を変えながら検討が続いている。すなわち、2024年7月の調査は委員会票5対0により実施されたが、2025年1月の意見募集は同月22日に撤回された。2026年8月の執行方針声明案は委員会票2対0によるものである。もっとも、検討の方針には部分的な変化が見られる。第一に、対象の捉え方である。2024年の調査は「監視価格

（surveillance pricing）」の語を用い、消費者の監視を問題の所在としていた。これに対し、2026年の声明案は「個別化価格（personalized pricing）」の語を用いる。前者は情報の取得の側面を、後者は価格の設定の側面を捉えるものであり、射程に差が生じ得る。第二に、依拠する資料である。同声明案は、2024年7月の調査に際して公表された委員の賛成意見を引用する一方、2025年1月に公表された中間的な調査結果への明示的な引用は、本調査で確認した範囲では確認できなかった。同結果については、公表に際して2名の委員が、確固たる事実の認定ではないとして反対意見を付していた（注 US20b）。これらの推移には、委員会の構成の変更が背景にあると考えられるが、個人データを用いる価格の設定を問題として捉える点は、一貫している。

2026年8月19日に公表された執行方針声明案は、提案段階の文書であり、最終的な政策声明ではない。その内容は次のとおりである（注 US20）。

同声明案は、議会がFTCに対し個別化価格を一律に禁止する権限を付与していないとしたうえで、消費者が価格は自己の個人情報によって変動しないと合理的に期待する場面において、個別化されている事実、その根拠及び用いた情報の種類を明瞭かつ顕著に開示しないことが同法第5条違反となり得るとする。欺瞞及び不公正の双方の理論を用いるものとし、完全に開示された個別化価格が不公正となり得るかについては特定の立場を取らないと明記する。

同声明案は、具体例として、外出が困難であると推認される消費者に対する食品配送における高値の提示、競合する応用ソフトウェアを導入していない利用者に対する配車における高値の提示等を挙げる。

同声明案について、FTCは、2026年8月19日、同年9月18日までの30日間の意見募集を開始し、regulations.govにおいて意見の受付が行われている（Docket No. FTC-2026-1057）。FTCは、2026年9月3日、当該期間を7日間延長し、意見提出の期限を同月25日とした。本調査で確認した範囲では、連邦官報への掲載は確認できない（注 US21）。

また、本調査で確認した範囲では、前記第6条(b)に基づく調査の最終報告、個別化価格に関する最終的な政策声明、及び個別化価格それ自体を違法と認定した公表済みの最終命令は、いずれも確認できなかった（注 US21）。

（評価）前記1に掲げた個別化価格に関する連邦法案と本声明案とは、主体、法的性質及び効果を異にする。前者は議員が提出した法案であり、成立すれば監視デー

タに基づく個別価格設定それ自体を禁止し、私的訴権を創設するのに対し、後者は現行の連邦取引委員会法第5条の解釈及び執行の方針を示すものであって、新たな規範を創設するものではない。本声明案自身も、あらゆる場合に個別化価格を禁止する権限は議会から与えられていないとしたうえで、同条に違反する欺瞞的又は不公正な行為に対して執行する意向を示すにとどめている。

本調査で確認した範囲では、本声明案が同法案その他の連邦議会に提出された法案に言及した箇所は確認できず、また、同法案の本文及び議会の記録において本声明案に言及した箇所も確認できなかった。すなわち、直接の相互参照又は連動を示す資料を確認できなかったものである。なお、同法案の提出は2025年12月8日であり、本声明案の公表に先行する。

法案の提出者は、2025年12月9日付けの公表資料において、同年1月のFTCの調査結果に言及している。また、本声明案は、公衆、議会及び州の立法府における懸念の高まりに言及する（注 US20b）。

（評価）法案と本声明案とは、個人データを用いる価格の設定に対する懸念という問題意識を共有するものと整理できる。もっとも、両者が共通の調査結果に依拠し、又は連動して進められていることまでは、本調査で確認した資料からは明らかでない。

なお、個別化価格に関する連邦の立法の動きは、前記1に掲げた法案に限られない。監視に基づく価格の設定及び賃金の決定を対象とする法案、価格に関するアルゴリズムによる共謀を対象とする法案、及び賃料の算定に用いるアルゴリズムによる協調を対象とする法案が、いずれも委員会に付託された段階にある。前記(2)の2026年8月4日の公聴会は、特定の法案の審査ではなく問題状況の把握を目的とするものであり、同公聴会に提出された証言のうちには、前記1の法案に言及するものがある（注 US20a）。

（4）AIの正確性に関する政策声明案

FTCは、2026年7月1日、AIシステムにおける正確性の抑制に関する政策声明案を公表し、同月7日に連邦官報に掲載した（91 Fed. Reg. 41638）。意見提出期限は同月31日であり、基準日時点において、意見募集は終了しているが、最終的な政策声明は確認できない（注 US22）。同声明案は、大統領令第14365号第7条の指示に基づくものである。

同声明案は、AI事業者が、自社のシステムは利用者の述べた目的及び利用者が期待する目的を忠実かつ正確に達成する最善の出力を目指すものであると明示又は黙示に表示してきたことから、消費者はAIシステムが真実かつ正確な出力を目指しているという合理的な期待を有するに至っているとする。そのうえで、事業者が開示を伴わずに出力を誘導することは、欺瞞に当たり得るとする（注 US22）。

同声明案は、事業者が州法により出力の変更を迫られ得る場面にも言及し、コロラド州人工知能法の改正前の規定及び改正後の規定とを引用する。さらに、連邦取引委員会法は州法を明示的にプリエンプト（preempt. 連邦法が州法に優先し、その効

力を失わせることをいう。以下同じ。) するものではないが、連邦の規制体系と抵触する限度において州法は黙示にプリエンプトされるとし、事業者が消費者を欺くことを要求する州法は同法第 5 条の趣旨と抵触すると述べる（注 US22）。

3 任意のリスク管理枠組みと州法による参照

(1) 枠組みの内容と法的性質

米国国立標準技術研究所（National Institute of Standards and Technology。以下「NIST」という。）が公表した人工知能リスクマネジメントフレームワーク（Artificial Intelligence Risk Management Framework。以下「AI RMF」という。）第 1.0 版（NIST AI 100-1）は、2023 年 1 月に公表された。関連文書として、生成 AI に関するプロファイル（NIST AI 600-1）が 2024 年 7 月 26 日に確定している。基準日時点において AI RMF は改訂の作業中であり、確定した改訂版は確認できない（注 US23）。

AI RMF は、その採用を義務付ける規定を伴わない任意の枠組みであり、NIST は準拠を認証し又は承認する制度を設けていない（評価）。もっとも、同枠組みは、後記の州法において参照されているほか、国外の枠組みとの対応関係の整理も行われている。我が国においては、AI セーフティ・インスティテュートと NIST が、AI 事業者ガイドラインと AI RMF との間で、AI RMF のパート 1 の用語に関するクロスワーク（条項をサブカテゴリーにマッピングすること）を実施している。また、同インスティテュートは、NIST の承諾を得て、AI RMF 及び同プレイブックの日本語翻訳版を公開している（注 US23a）。

(2) 州法による参照

連邦法が AI RMF に法的効果を与えていない一方で、複数の州法が、これを含む外部のリスク管理枠組みに法的効果を与えている。その効果の強度は州により異なる。

図表 2-3 外部のリスク管理枠組みに法的効果を与える州法（民間の取引を対象とするもの）

州	根拠規定	効果	内容
テキサス	Tex. Bus. & Com. Code §552.105(e)(2)(D)	責任の阻却	NIST の生成 AI プロファイル等への実質的な準拠と、内部の審査による違反の発見とを併せて要件とする抗弁（注 US24）
テキサス	同§552.104	是正期間	州司法長官の通知後 60 日以内の是正により訴訟を阻止する
コロラド	旧法（SB 24-205） §6-1-1706(3)	責任の阻却	積極的抗弁の要件として、州司法長官が指定する等の全国的又は国際的に認められた枠組みへの準拠を要求していた。同 §6-1-1703(6)は当該準拠に合理的注意の推定を与えていた（注 US25）
コロラド	新法（SB 26-189）	参照の削除及び提訴前手続	上記の参照及び抗弁を削除する一方、2030 年 1 月 1 日前においては、是正が可能と認められる違反について、州司法長官が訴訟を提起する前に原則として 60 日の通知及び是正の機会を与えるものとする（注 US25）
ユタ	Utah Code §13-77-104	開示に係る免責	開示義務違反についてのみ免責し、基礎的な消費者保護法の違反は免責しない。外部の枠組みを引用しない（注 US26）

テキサス州法が、同一の法律の中で、外部の枠組みへの準拠を要件としない反証可能な推定（同§552.105(c)）と、外部の枠組みへの準拠を要件とする抗弁（同(e)(2)(D)）とを別個に定めている点には留意を要する。前者は NIST の枠組みへの準拠を要件とするものではない。

コロラド州においては、時点による区別を要する。旧法（SB 24-205）の義務の開始日は、当初 2026 年 2 月 1 日とされた後、2025 年の特別会期における立法により 2026 年 6 月 30 日に延期された。その後、2026 年 5 月 14 日に SB 26-189 が成立した。同法は旧法を廃止し再制定するものであるところ、同法第 5 条は、原則として 2027 年 1 月 1 日施行とし、規則の制定等に関する一部の条項のみを成立時施行としている。また、新法は 2027 年 1 月 1 日以後の重要な意思決定に適用される。旧法の執行に関する裁判所の命令は、これらの立法上の施行の時期とは区別して把握する必要がある（注 US25）。

旧法に基づく執行についても、基準日時点で停止している。連邦地方裁判所は、2026 年 4 月 27 日、当事者の共同の申立てに基づき、州司法長官が旧法の違反について、調査の開始を含めて執行を開始しない旨の命令を発した。同命令の対象は、旧法のみならず、同会期に制定された旧法を置き換え又は改正する立法にも及ぶ。停止は、申立人による予備的差止命令の申立てに対する裁判所の判断から 14 日を経過

するまで継続するものとされ、当該申立ては、州司法長官が規則制定を完了した後 28 日以内に行われるものとされている。本調査で確認した範囲では、基準日時点において当該規則制定は開始されていない（注 US25・注 US34）。

（評価）以上のとおり、同一の任意の枠組みに対して、州ごとに異なる強度の法的効果が割り当てられている。また、コロラド州のように、いったん付与された法的効果が、現実に作動する前に、その後の立法により削除された例もある。さらに、州法が枠組みの「最新版」を参照する場合には、当該枠組みの改訂により州法上の基準が変動し得ることになる。

（3）採用の状況

AI RMF の民間における採用の状況について、代表性を有する定量的な資料は、本調査で確認した範囲では確認できなかった（注 US27）。もっとも、文献調査に基づくものではないが、調査担当者らの私見では、米国企業ないし米国で事業を行う企業が AI RMF を利用して体制整備を図っている事例に接することが少なくない（評価）。

（評価）本報告書において、AI RMF を「事実上の標準」と評価する場合には、それが共通の用語及び整理の基準として参照されているという限定的な意味においてであることに留意を要する。

4 個別の連邦法及び規則

前記 2 のとおり連邦取引委員会法第 5 条が一般条項として機能する一方、取引の類型に応じた個別の連邦法及び規則が存在し、これらは AI を用いた行為にも適用され得る。特定の行為を禁止するものとして、オンラインにおける継続的な課金を対象とするオンライン購買者信頼回復法（Restore Online Shoppers' Confidence Act. 15 U.S.C. §§8401 から 8405 まで）、電話による勧誘を対象とする電話勧誘販売規則（16 C.F.R. Part 310）及び政府機関又は事業者へのなりすましを対象とする規則（16 C.F.R. Part 461）がある。これらとは性質を異にするものとして、双方向コンピュータサービスの提供者等の責任の配分を定める通信品位法第 230 条（47 U.S.C. §230）がある（注 US28）。

これらのうちオンラインにおける継続的な課金については、執行及び規則制定の双方に動きがある。執行としては、2025 年 9 月 25 日、FTC は、消費者の購読の登録及び解約の慣行に関し、事業者及びその幹部との間で、民事制裁金 10 億ドル及び消費者への返金 15 億ドルの総額 25 億ドルの和解に至った。FTC は、当該事業者が利用者インタフェースの設計により消費者を登録に誘導し、解約の手続を意図的に複雑にしたと主張し、連邦取引委員会法第 5 条及び ROSCA の違反を問うたものである。同和解命令は、明確に表示された拒否の選択肢を設けること、課金情報の収集前に重要な条件を開示すること、消費者が同意に用いたのと同じ媒体により解約することができるようにすること、並びに登録及び解約の各画面の全ての版を記録として保持することを課している。民事制裁金の額は、FTC の規則の違反に係る事件としては最も高額である（注 US28a）。

他方、規則制定については、消極的選択の仕組みに関する 2024 年の改正規則が、2025 年 7 月 8 日、連邦控訴裁判所により手続上の理由により全部取り消された。同規則は、その全面的な執行が開始される直前に取り消されたものである。これにより、1973 年に制定された元の規則（16 C.F.R. Part 425）が復活し、FTC は、2026 年 2 月 12 日、同判決に沿って同 Part の規定を 2024 年改正前の内容に戻す規則を公表した。その後、FTC は、2026 年 3 月 11 日、現行の規則を改正する必要性等について意見を求める事前規則制定告示を公表し、同月 13 日に連邦官報に掲載した（91 Fed. Reg. 12318）。意見の提出期限は同年 4 月 13 日であり、基準日時点において、意見募集は終了しているが、規則案は公表されていない（注 US28b）。

（評価）以上は、AI を対象とする規律ではなく、利用者インタフェースの設計を通じた消費者の意思決定への働きかけを一般法制により捉えたものである。米国においては、この主題について、規則によらず一般条項及び個別法により大規模な金銭的制裁が現に課されている一方、規則制定による対応は行政手続上の要件により覆されることが少なくない。規制の手法の選択と、その手法が受ける制約の種類が、この二つの事象に現れている。

前記の各法及び規則のうち、電話消費者保護法（Telephone Consumer Protection Act. 47 U.S.C. §227）については、連邦通信委員会（Federal Communications Commission. 以下「FCC」という。）が 2024 年 2 月 8 日に公表した宣言的裁定において、同法が禁止する「人工的な又は録音された音声」（artificial or prerecorded voice）には、人の声を生成する AI 技術が含まれることが確認されている（注 US29）。

前記の各法及び規則のうち、禁止規範に属するものに共通するのは、AI の利用それ自体を規律の対象とするのではなく、既存の禁止行為に該当するか否かにより判断するという構造である（評価）。

このほか、消費者のレビュー及び推薦文に関する規則（Rule on the Use of Consumer Reviews and Testimonials. 16 C.F.R. Part 465）は、AI に限定される規則ではないが、架空のレビューの作成、販売及び購入等を禁止しており、生成 AI による偽のレビューにも適用され得る（注 US28）。

なお、消費者の個人情報の取扱いを規律する法令は、本調査の対象外である。

また、AI が人に代わって行った行為の効果については、電子署名に関する連邦法（Electronic Signatures in Global and National Commerce Act. 15 U.S.C. §7001(h)）が、電子エージェント（electronic agent）の行為が本人に法的に帰属する限り、契約その他の記録の成立に電子エージェントが関与したことを理由としてその法的な効力を否定してはならない旨を定める。同法第 7006 条(3)は、電子エージェントを、行為又は応答の時点において人の審査又は行動を経ずに全部又は一部独立して行為を開始し又は応答する自動的な手段と定義する。これは AI に固有の規律ではなく、電子的な取引一般に関する規律である（注 US46）。

5 刑事法

対話的な生成技術により作成された性的な画像等に関しては、2025 年 5 月 19 日に成立した TAKE IT DOWN Act (Public Law 119-12) がある。同法第 2 条は、1934 年通信法第 223 条に新たな(h)項を加えて刑事罰を定める (47 U.S.C. §223(h))。同法第 3 条は、対象となる事業者に対し、通知及び削除の義務を課す (47 U.S.C. §223a) (注 US30)。

同法第 3 条(b)(1)は、前記の通知及び削除の義務を合理的に遵守しないことを、連邦取引委員会法第 18 条(a)(1)(B) (15 U.S.C. §57a(a)(1)(B)) に基づく不公正な又は欺瞞的な行為又は慣行を定める規則の違反として扱うと規定する。また、同(b)(2)(D)は、連邦取引委員会法上の管轄の制限にかかわらず、営利を目的としない団体に対しても同条を執行するものと規定する (注 US30)。

刑事に関する規定は成立の日から効力を有する一方、通知及び削除の義務については 2026 年 5 月 19 日までに適合することが求められ、同日以後は FTC による執行の対象となり得る。

同法第 3 条は、被害者に対する私的訴権を創設していない。前記の規則違反に対する民事制裁金の額は、連邦取引委員会法第 5 条(m)(1)に定める上限 (1 違反当たり 5 万 3,088 ドル) によることとなる (注 US31)。

6 連邦と州との関係

(1) 連邦による州法への対応

前記 1 のとおり、AI を名宛人として横断的に規律する連邦制定法を確認できない中で州法が先行しており、これに対して連邦レベルでの対応に関する議論が生じている (評価)。

2025 年に下院を通過した法案には、州による AI の規律を一定期間停止する規定 (第 43201 条) が含まれていたが、同年 7 月 1 日、上院において当該規定を削除する修正が 99 対 1 で可決され、成立した法律 (Public Law 119-21) には含まれなかった (注 US32)。

2025 年 12 月 11 日、大統領令第 14365 号が署名された (90 Fed. Reg. 58499)。同大統領令は、以下の内容を指示するものである。

(1) 司法長官に対し 30 日以内に AI 訴訟タスクフォースを設置すること

(2) 商務長官に対し 90 日以内に、AI モデルにその真実の出力を変更することを求める法律又は AI の開発者若しくは導入者に対し修正第 1 条その他の憲法の規定に違反する方法で情報の開示若しくは報告を強いる可能性のある法律を含めて、既存の州 AI 法の評価を公表すること

(3) 商務長官に対し 90 日以内に、(2)により特定された州法を有する州を一定の連邦の補助金の対象から除外する旨の方針の告示を発すること及び各行政機関に対し裁量による補助金について同様の検討を行うこと

(4)FCC 委員長に対し(2)の公表から 90 日以内に、州法をプリエンプトする AI モデルに関する連邦の報告及び開示の基準を採用するか否かを決定する手続を開始すること

(5)FTC 委員長に対し 90 日以内に、連邦取引委員会法第 5 条の AI モデルへの適用に関する政策声明を発すること

(6)州 AI 法をプリエンプトする統一的な連邦の枠組みに係る立法の提案を準備すること

なお、(6)については、児童の安全の保護、AI の計算資源及びデータセンターの基盤（一般に適用される許可手続の改革を除く。）並びに州政府による AI の調達及び利用に関する州法を、プリエンプトの対象として提案しないものとされている（注 US33）。前記 2(4)の政策声明案は、(5)の指示に基づくものである。

同大統領令に基づく措置の状況は、次のとおりである。第 3 条のタスクフォースの設置は、2026 年 1 月 9 日の司法省の措置により行われた。他方、第 4 条が本命令の日から 90 日以内（2026 年 3 月 11 日）としている商務長官による州 AI 法の評価は、本調査で確認した範囲では、基準日時点においても公表が確認できない。第 6 条が定める FCC の手続は、同評価の公表から 90 日以内に開始するものとされているところ、本調査では当該公表を確認できず、この期間の起算日を確認できない。また、本調査で確認した範囲では、FCC が当該手続を開始したことも確認できない。さらに、タスクフォースが州法を対象として訴えを提起した事例も確認できない（注 US33a）。

第 8 条に基づき、2026 年 3 月 20 日、統一的な連邦の枠組みに係る立法上の提言が公表されている。同提言は、保護者及び後見人がプライバシーの設定、利用の時間、接触する内容及びアカウントを管理するための強固な手段を確保すべきこと並びに未成年が利用する可能性の高いサービスについて年齢保証（age assurance）の要件を設けるべきことを含んでいる（注 US33b）。

同大統領令に基づき設置されたタスクフォースは、2026 年 4 月 24 日、コロラド州法に関する訴訟（X.AI LLC v. Weiser）への参加を許可された。同月 27 日、裁判所は、州司法長官が予備的差止命令の申立てに対する判断の後 14 日を経過するまで同州法の違反について執行を開始しない旨等を内容とする命令を発し、期日を取り消した。同訴訟は基準日時点で係属中であり、本案の判断は示されていない（注 US34）。

なお、同大統領令は、州による AI の規律の例としてコロラド州の法律を名指しで挙げている。同州の当該法律については、前記 3(2)のとおり、2026 年 5 月 14 日に、原則として 2027 年 1 月 1 日施行とする廃止・再制定法が成立した。もっとも、当該廃止が大統領令又はこれに基づく措置を理由とするものであることを示す資料は、本調査で確認した範囲では確認できなかった（注 US25・注 US33a）。

また、同大統領令第 4 条が商務長官に特定を求める州法には、AI の開発者又は導入者に対し修正第 1 条その他の憲法の規定に違反する方法で情報の開示又は報告を強

いる可能性のある法律が含まれる。前記 1 のとおり、開示を義務づける州法について修正第 1 条違反を理由とする争訟が既に提起され、基準日時点では退けられている（注 US3a・注 US33）。

（評価）同大統領令は行政部内に対する指示であり、それ自体によって州法が当然に効力を失うものではない。州法のプリエンプションが認められるためには、連邦の制定法又は権限内で定められた連邦規則との具体的な抵触を要する。前記 2(4)の政策声明案が黙示のプリエンプションに言及していることは、この点に関する連邦レベルの立場を示すものであるが、同声明案は提案段階にあり、かつそれ自体が法規範を創設するものでもない。

（2）州における規制の試行制度

複数の州が、AI に関する規制の試行制度（regulatory sandbox）を法定している。

ユタ州は、人工知能政策法（Utah Code Title 13, Chapter 72）に基づく制度を設けている。参加者に対して与えられる効果は包括的な免責ではなく、制裁を科する前の是正期間に関する条件の設定、実証期間中の民事制裁金の減額、又は個別の課題に応じた条件の設定である。参加者は、合意により明示的に免除又は変更されていない法令上の要件には引き続き服する。実証期間は当初 12 か月を超えことができず、12 か月の延長を最大 2 回まで認め得る（注 US35）。

テキサス州は、人工知能責任統治法（Texas Responsible Artificial Intelligence Governance Act）のうち、Tex. Bus. & Com. Code 第 553 章に試行制度を定める。同制度は情報資源局（Department of Information Resources）が所管し、参加期間は最長 36 か月とされる。もっとも、同法第 552 章のうち義務及び禁止を定める部分は、適用の免除の対象とされていない（注 US36）。

このほか、デラウェア州及びコネティカット州においては、制度の枠組み又は計画の策定を求める段階にとどまる（注 US37）。本調査で確認した範囲では、基準日時点において、AI に特化した法定の試行制度であって根拠規定が施行され申請が可能なものを有する州は、ユタ州及びテキサス州である。ただし、実際の申請の受付、参加者の有無及び個別の決定の状況は、本調査では確認していない。

（3）州法の例

前記のほか、AI に関する州法として、カリフォルニア州において次の各法が成立している。いずれも、本報告書の調査対象である連邦法制の理解に必要な範囲で摘示するものである。

図表 2-4 カリフォルニア州の AI 関連法

法律	内容	基準日時点の状態
SB 243 (2025 Cal. Stats. ch. 677)	対話の相手方として機能するチャットボット (companion chatbot) に関する開示義務等。私的訴権を定める (Bus. & Prof. Code §22605)	施行済み (2026 年 1 月 1 日) (注 US38)
AB 2013 (2024 Cal. Stats. ch. 817)	生成 AI の学習用データに関する公表義務	施行済み (一般の施行日は 2025 年 1 月 1 日、公表の期限は 2026 年 1 月 1 日) (注 US39)
SB 942 (AB 853 により改正)	AI により生成された内容の表示に関する義務。適用開始日は 2026 年 8 月 2 日	適用開始済み (注 US40)
SB 53 (2025 Cal. Stats. ch. 138)	フロンティアモデルの開発者に対する透明性の義務	施行済み (2026 年 1 月 1 日) (注 US41)

本節において取り上げた州は、①個別化価格に関する立法を有する州、②外部のリスク管理枠組みに法的効果を与える州、③規制の試行制度を法定した州、及び④対話的な AI に関する立法を有する州に限られ、全米 50 州を網羅的に調査した結果ではない。

7 民事責任及び私的救済

連邦取引委員会法第 5 条は消費者に私的訴権を与えていない (条文上の事実)。したがって、消費者による金銭的な救済は、州の消費者保護法及び一般の民事法理に委ねられる。州の消費者保護法における私的訴権の有無及び要件は州により異なり、本調査で確認した範囲において一般化することはできない。

この構造は、連邦法において明文の規定がない場合に、裁判所が解釈により私的訴権を導くこと (黙示の私的訴権。implied private right of action) が厳格に制限されていることによる。連邦最高裁の *Alexander v. Sandoval*, 532 U.S. 275 (2001) は、「司法の任務は、議会が可決した制定法を解釈し、そこに私的な権利のみならず私的な救済をも創設する意図が示されているかを決定することである。この後者の点に関する制定法上の意図が決定的な要件となる」とし、「それがない限り、訴権は存在せず、それが政策上の問題としてどれほど望ましくとも、あるいは制定法とどれほど適合しようとも、裁判所は訴権を創設してはならない」と判示する。かつて *Cort v. Ash*, 422 U.S. 66 (1975) が採用していた、法の目的等を考慮する多元的な枠組みは、現在は採られていない (注 US45)。

(評価) 同判決が制限するのは、議会が私的な救済を創設する意図を示していない場合に、連邦制定法から黙示の連邦私的訴権を導くことである。他方、このことから直ちに、州法上の不法行為又は消費者保護法上の請求において、連邦法の規範を

注意義務又は違法性の判断の要素として参照する構成が一律に排除されるものではない。後者の可否は、各州法の内容、当該連邦法の構造及び連邦法によるプリアンプションの有無により個別に定まる。

もっとも、米国において消費者が救済を受ける途が閉ざされているわけではない。多くの州の消費者保護法（いわゆる UDAP 法）は私的訴権を明文で認めており、かつ、そのうち一部の州の法律は、連邦取引委員会法第 5 条及び同条に関する連邦取引委員会の解釈に従う旨の規定（同調条項）を置く。この構造により、連邦法上の規範が州法上の請求の内容として取り込まれ、消費者による訴訟の基礎となる（評価）（注 US45）。

前記 1 及び 6 に掲げた州法についてみると、メリーランド州法及びコネティカット州法は私的訴権を明文で排除する。ニューヨーク州法は、司法長官が停止及び是正を求める書簡を送付することを前置したうえで、1 違反につき 1,000 ドルを超えない民事制裁金を定めるにとどまり、同条自体は独立の私的訴権を設けていない。もっとも、同条は、他の法令に基づく民事上又は刑事上の責任を制限するものではない旨を定める（注 US3）。他方、カリフォルニア州 SB 243 は、違反により現実に損害を受けた者による訴訟を認め、現実の損害額又は 1 違反につき 1,000 ドルのいずれか高い額の賠償を請求し得るものとする（注 US38）。

対話的な AI に関する民事訴訟としては、カリフォルニア州において *Raine v. OpenAI* 事件（サンフランシスコ郡上位裁判所。事件番号 CGC-25-628528。2025 年 8 月 26 日提訴）を含む複数の事件が提起され、その一部は JCCP No. 5431 として協調審理の対象とされている（注 US42）。

このほか、対話的な AI に関する連邦裁判所の事件のうち、フロリダ州中部地区連邦地方裁判所に係属していた事件は、当事者から和解が成立した旨の通知がされたことを受け、2026 年 1 月 7 日付けの命令により却下され、終結した。これは和解に基づく手続上の終結であり、本案の判断を伴うものではない。同種のほかの複数の事件についても、同時期に和解の通知がされている（注 US43）。

以上のとおり、基準日時点において、本報告書が取り上げた対話的な AI による利用者の被害に関する各事件において、本案の責任を確定した判決は、本調査で確認した範囲では確認できなかった。これは、公表された裁判所の記録及び当局の公表資料を対象とする調査の結果であり、公表されていない調査、訴えの提起に至る前の和解、封印された文書及び当事者間の私的な和解は、この方法により把握することができない（注 US44）。

8 小括

米国連邦においては、AI を対象とする横断的な制定法は確認できず、連邦取引委員会法第 5 条という一般条項が規律の中心にある。2026 年には、個別化価格及び AI の正確性という二つの主題について政策声明案が公表されたが、いずれも提案段階にとどまり、最終的な政策声明は確認できない。

任意のリスク管理枠組みに法的効果を与えているのは連邦法ではなく州法であり、その効果の強度は州により異なるほか、いったん付与された効果が立法により削除された例もある。規制の試行制度についても、これを法定しているのは州である。

消費者による私的な救済は、州法及び一般の民事法理に委ねられており、本報告書が取り上げた対話的な AI による利用者の被害に関する各事件においては、基準日時点で本案の責任を確定した判決を確認できない。

脚注

注 US1 検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。

注 US2 One Fair Price Act of 2025, S.3387, 119th Congress (2025 年 12 月 8 日提出。上院商業・科学・運輸委員会付託) 第 2 条(a)から(d)まで及び第 3 条。

<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/3387/text> 及び手続の経過につき <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/3387/actions> (いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 28 日) 資料区分：法案(提出版)。同法案第 2 条(d)の見出しは Private Right of Action である。同法案第 3 条が 49 U.S.C. §41712 に加える規定も(d)項として付されるため、両者を混同しない。

注 US3 New York General Business Law §349-a。

<https://www.nysenate.gov/legislation/laws/GBS/349-A> (最終アクセス：2026 年 8 月 28 日) 資料区分：法令。同条(2)は「THIS PRICE WAS SET BY AN ALGORITHM USING YOUR PERSONAL DATA」との表示を求める。同条(4)は、司法長官が是正の期限を付した停止及び是正を求める書簡を発したうえで、裁判所が 1 違反につき 1,000 ドルを超えない民事制裁金を科し得る旨を定める。同条は 2025 年ニューヨーク州法律第 58 号 (2025 年 5 月 9 日成立。上院法案 S.3008-C) Part X 第 1 条により追加され、同 Part X 第 2 条により成立の日から 60 日を経過した日に施行された (2025 年 7 月 8 日)。同法案本文につき <https://legislation.nysenate.gov/pdf/bills/2025/s3008c> 資料区分：成立法。

注 US3a National Retail Federation v. James (ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所。事件番号 1:25-cv-05500-JSR) における 2025 年 10 月 8 日付けの意見及び命令

(ECF No. 44)。同命令は、被告の訴え却下の申立てを認めて請求を却下し (with prejudice)、予備的差止命令の申立てを却下した。

<https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/new-york/nysdce/1:2025cv05500/645244/44/> (最終アクセス：2026 年 9 月 11 日) 資料区分：裁判例 (判決書の公開ミラーによる。裁判所の公式記録ではない。)。Zauderer v. Office of Disciplinary Counsel of the Supreme Court of Ohio, 471 U.S. 626 (1985)。資料区分：裁判例。

注 US4 Public Act No. 26-130 (HB 5563) 第 11 条。

<https://www.cga.ct.gov/2026/act/Pa/pdf/2026PA-00130-R00HB-05563-PA.PDF> (最終アクセス：2026 年 8 月 28 日) 資料区分：法令(成立法)。同条(e)はコネティカット州不公正取引慣行法上の違反として州司法長官が執行するものとし、私的訴権を創設しない旨を定める。

注 US5 2026 Md. Laws ch. 154 (HB 895)。Com. Law §13-321 (対象事業者、禁止行為及び例外)、§13-322 (開示義務及び除外) 並びに §13-408(a)。
https://mgaleg.maryland.gov/2026RS/Chapters_noln/CH_154_hb0895e.pdf (最終アクセス：2026 年 8 月 28 日) 資料区分：法令。

注 US6 P.L.2026, c.55 (2026 年 7 月 23 日知事承認)。成立法本文につき、Assembly Committee Substitute for A4085/A4523 の第 3 次リプリント第 2 条 (「groceries and other foodstuffs」の定義及び飲食提供施設の調理した飲食物の除外)、第 3 条 (禁止及び例外)、第 7 条及び第 9 条。https://pub.njleg.gov/Bills/2026/A4500/4085_R3.HTM 及び法案履歴 <https://njleg.state.nj.us/bill-search/2026/A4085> (いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 28 日) 資料区分：法令・立法資料。中核となる規定の施行日は承認の日から起算して 13 か月目の初日である。私人による請求の要件につき、Robey v. SPARC Group LLC (ニュージャージー州最高裁判所、A-50-22)。
<https://www.njcourts.gov/cases/a-50-22> (最終アクセス：2026 年 8 月 22 日) 資料区分：裁判所資料。

注 US7 New York General Business Law §340-b (2025 年ニューヨーク州法律第 437 号。2025 年 12 月 15 日施行) <https://www.nysenate.gov/legislation/laws/GBS/340-B>、Connecticut November Special Session Public Act 25-1 第 32 条
<https://www.cga.ct.gov/2025/ACT/PA/PDF/2025PA-00001-R00HB-08002SS1-PA.PDF> (いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 28 日)。New Jersey P.L.2026, c.43 (2026 年 7 月 20 日知事承認。2027 年 7 月 1 日施行) については、最終可決版 (A3497 第 1 次リプリント) https://pub.njleg.state.nj.us/Bills/2026/A3500/3497_R1a.HTM により内容を確認した。資料区分：法令。いずれも住宅の賃料に係る協調を対象とする。

注 US8 2025 Cal. Stats. ch. 338 (AB 325)。カートライト法に Bus. & Prof. Code §16729 及び §16756.1 を加えるもの。2026 年 1 月 1 日施行。
https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202520260AB325 (最終アクセス：2026 年 8 月 28 日) 資料区分：法令。

注 US9 15 U.S.C. §45(a) 及び同 §45(n)。
<https://uscode.house.gov/view.xhtml?edition=prelim&num=0&req=granuleid%3AUSC-prelim-title15-section45> (最終アクセス：2026 年 8 月 22 日) 資料区分：法令。

注 US10 15 U.S.C. §46(f)
<https://uscode.house.gov/view.xhtml?edition=prelim&req=granuleid%3AUSC-prelim-title15-section46> 及び 16 C.F.R. §2.34 <https://www.ecfr.gov/current/title-16/chapter-I/subchapter-A/part-2/subpart-C/section-2.34> (いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 22 日) 資料区分：法令・規則。30 日間の意見募集及び意見の提出に資するための分析の公表については、FTC が同意命令案に係る連邦官報の告示において定型的に両規定を引用している (例として、accessiBe 事件に係る告示
<https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/06/2024-31765/accessibe-analysis-of-proposed-consent-order-to-aid-public-comment>)。

注 US11 Federal Trade Commission, “FTC Announces Crackdown on Deceptive AI Claims and Schemes” (2024 年 9 月 25 日)。<https://www.ftc.gov/news-events/news/press->

releases/2024/09/ftc-announces-crackdown-deceptive-ai-claims-schemes（最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：執行事例。

注 US12 In re DoNotPay, Inc., FTC Docket No. 232-3042。 <https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings/donotpay> 及び 2025 年 1 月 17 日の決定及び命令 https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/2323042_donotpay_decision_and_order_0.pdf（いずれも最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：執行事例。

注 US13 In re Rytr LLC, FTC File No. 232-3052（Docket No. C-4806）。 <https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings/232-3052-rytr-llc-matter>（最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：執行事例。同ページは、2025年12月22日に2024年の最終同意命令を再開し取り消す命令が発出された旨を記載する。

注 US14 Federal Trade Commission, “FTC Reopens and Sets Aside Rytr Final Order”（2025年12月22日）。 <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2025/12/ftc-reopens-sets-aside-rytr-final-order-response-trump-administrations-ai-action-plan>（最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：執行事例。命令本文は https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/Rytr-Order.pdf。

注 US14a Federal Trade Commission, “FTC Launches Inquiry into AI Chatbots Acting as Companions”（2025年9月11日）。 <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2025/09/ftc-launches-inquiry-ai-chatbots-acting-companions> 及び 6(b)命令に係る資料のページ <https://www.ftc.gov/reports/6b-orders-file-special-report-regarding-advertising-safety-data-handling-practices-companies>（いずれも最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：行政文書。

注 US15 Concurring Statement of Commissioner Melissa Holyoak, Matter No. P246202（2024年7月23日）。 https://ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/holyoak-concurring-statement-re-surveillance-pricing.pdf（最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：行政文書。

注 US15a FTC Surveillance Pricing 6(b) Study: Research Summaries, A Staff Perspective（2025年1月17日）。 https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/p246202_surveillancepricing6bstudy_researchsummaries_redacted.pdf 及び FTC の公表 <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2025/01/ftc-surveillance-pricing-study-indicates-wide-range-personal-data-used-set-individualized-consumer>。公表に反対する意見につき、Dissenting Statement of Commissioner Andrew N. Ferguson, Joined by Commissioner Melissa Holyoak, Regarding the Surveillance Pricing 6(b) Staff Research Summaries, Matter No. P246202（2025年1月17日） <https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings/public-statements/dissenting-statement-commissioner-andrew-n-ferguson-joined-commissioner-melissa-holyoak-regarding-0>（最終アクセス：2026年9月11日）資料区分：行政文書。

注 US16 Request for Public Comment Regarding Surveillance Pricing Practices, Docket No. FTC-2025-0007（2025年1月17日）。 <https://www.regulations.gov/docket/FTC->

2025-0007（最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：行政文書。連邦官報への掲載は、本調査で確認した範囲では確認できない（撤回によるものと解される余地がある）。

注 US17 Statement of Commissioner Lina M. Khan（2025年1月31日）。
https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/khan-statement-regarding-request-for-public-comment-re-surveillance-pricing-practices.pdf（最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：行政文書。同文書は、前記の意見募集に係る文書が2025年1月22日に撤回され、ドケットが閉鎖された旨を記載する。

注 US18 Rule on Unfair or Deceptive Fees in Online Food Delivery Services, 91 Fed. Reg. 20381（2026年4月16日。Project No. P267101）。
<https://www.federalregister.gov/documents/2026/04/16/2026-07473/rule-on-unfair-or-deceptive-fees-in-online-food-delivery-services>（最終アクセス：2026年8月28日）。連邦取引委員会の公表（2026年4月14日）<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2026/04/ftc-seeks-public-comment-unfair-deceptive-fee-practices-online-food-grocery-delivery-services>（最終アクセス：2026年9月11日）資料区分：提案・行政文書。

注 US19 米国上院司法委員会犯罪・反テロ小委員会公聴会「Your Data, Their Profit: The Consumer Cost of AI Surveillance Pricing」（2026年8月4日）。
<https://www.judiciary.senate.gov/committee-activity/hearings/your-data-their-profit-the-consumer-cost-of-ai-surveillance-pricing>（最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：立法資料。

注 US20 Federal Trade Commission's Proposed Enforcement Policy Statement Regarding Personalized Pricing（2026年8月19日公表）。
https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/p034101-ftc-enforcement-policy-statement-re-personalized-pricing-proposed-for-public-comment.pdf、<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2026/08/ftc-seeks-comment-enforcement-policy-statement-regarding-personalized-pricing> 及び <https://www.regulations.gov/docket/FTC-2026-1057>（いずれも最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：提案。

注 US20a 個別化価格に関する連邦の法案として、Stop AI Price Gouging and Wage Fixing Act of 2025（H.R.4640。2025年7月23日提出。下院エネルギー・商業委員会ほかに付託）、Preventing Algorithmic Collusion Act of 2025（S.232。上院司法委員会に付託）及び End Rent Fixing Act of 2025（S.3207 及び H.R.6124。2025年11月19日提出）がある。いずれも基準日時点で委員会に付託された段階にあり、成立していない。H.R.4640 につき <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/4640>、S.232 につき <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/232>、S.3207 につき <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/3207>、H.R.6124 につき <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/6124>（いずれも最終アクセス：2026年9月9日）2026年8月4日の公聴会において、Lee A. Hepner 氏の証言（13ページ注40 及び注41）https://www.judiciary.senate.gov/download/09/08/2026/2026-08-04-pm_testimony_hepnerpdf は、H.R.4640 及び前記1の法案に言及する。同証言は証人の見解を述べるものであり、委員会の判断ではない。公聴会につき前掲注 US19。各法

案の付託先は、H.R.4640 が下院エネルギー・商業委員会、司法委員会及び教育・労働力委員会、S.232 及び S.3207 が上院司法委員会、H.R.6124 が下院司法委員会である。S.232 の提出日は 2025 年 1 月 23 日である。（いずれも最終アクセス：2026 年 9 月 9 日）資料区分：法案・立法資料。

注 US20b 執行方針声明案（前掲注 US20）3 ページ注 4 及び注 6 は、2024 年 7 月 23 日の情報提供命令に際して公表された委員の賛成意見

https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/surveillance-pricing-6b-ferguson-concurrence.pdf を引用する。同意見は、連邦取引委員会法第 6 条(b)に基づく情報の要求の目的及び個別化価格に関する考え方を述べるものであり、調査の成果を報告するものではない。法案の提出者の公表資料につき

<https://www.gallego.senate.gov/news/press-releases/gallego-introduces-bill-to-crack-down-on-surveillance-pricing/>（2025 年 12 月 9 日）。同法案の提出日は、政府印刷局が掲載する法案の本文 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/BILLS-119s3387is/html/BILLS-119s3387is.htm> により 2025 年 12 月 8 日と確認した。公表資料の日付とは異なる。

（いずれも最終アクセス：2026 年 9 月 9 日）資料区分：当局の公表資料・議員の公表資料・法案。

注 US21 検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。意見の提出期限の延長につき、連邦取引委員会の公表（2026 年 9 月 3 日）<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2026/09/ftc-extends-public-comment-proposed-policy-statement-regarding-personalized-pricing>（最終アクセス：2026 年 9 月 9 日）。資料区分：行政文書。

注 US22 Policy Statement Concerning the Suppression of Accuracy in Artificial Intelligence Systems, 91 Fed. Reg. 41638（2026 年 7 月 7 日。File No. P264200）。<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-07-07/html/2026-13628.htm>（最終アクセス：2026 年 8 月 28 日）資料区分：提案。

注 US23 NIST, Artificial Intelligence Risk Management Framework (AI RMF 1.0), NIST AI 100-1（2023 年 1 月）<https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/nist.ai.100-1.pdf>、及び Generative Artificial Intelligence Profile, NIST AI 600-1（2024 年 7 月 26 日）<https://www.nist.gov/publications/artificial-intelligence-risk-management-framework-generative-artificial-intelligence>（いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 28 日）資料区分：ガイダンス。

注 US23a AI セーフティ・インスティテュート「AI 事業者ガイドラインと米国 NIST AI リスクマネジメントフレームワーク（RMF）のクロスウォーク 1」（2024 年 4 月 30 日）https://aisi.go.jp/output/output_information/240430/ 及び同「米国 NIST AI リスクマネジメントフレームワーク（RMF）の日本語翻訳版」https://aisi.go.jp/output/output_information/240704/（いずれも最終アクセス：2026 年 9 月 14 日）資料区分：行政文書。後者は、AI RMF 及び AI RMF Playbook の日本語翻訳版を、NIST の事前の承諾を得て公開するものである。

注 US24 Tex. Bus. & Com. Code §552.104、§552.105（2025 年 H.B. 149 成立版）。
<https://capitol.texas.gov/tlodocs/89R/billtext/html/HB00149F.htm>（最終アクセス：2026 年 8 月 28 日）資料区分：法令（成立版）。

注 US25 Colorado SB 24-205（2024 年 5 月 17 日制定。§6-1-1706(3)）及び SB 26-189（2026 年 5 月 14 日制定。旧法を廃止し再制定するもの。同法第 5 条により、原則として 2027 年 1 月 1 日施行とし、一部の条項は成立時施行。新法は 2027 年 1 月 1 日以後の重要な意思決定に適用される。Session Laws 2026, ch. 131）。成立版本文につき <https://leg.colorado.gov/laws/session-laws/SB24-205/198/download> 及び <https://leg.colorado.gov/laws/session-laws/SB26-189/131/download>（いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 28 日）資料区分：法令（成立版）。執行の停止につき、X.AI LLC v. Weiser（コロラド州連邦地方裁判所。事件番号 1:26-cv-01515-DDD-CYC）における 2026 年 4 月 27 日付けの命令。

注 US26 Utah Code §13-77-102、§13-77-104。
https://le.utah.gov/xcode/Title13/Chapter77/C13-77-P1_2025050820250508.pdf（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令（法典）。

注 US27 検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。

注 US28 15 U.S.C. §§8401-8405
<https://uscode.house.gov/view.xhtml?edition=prelim&req=granuleid%3AUSC-prelim-title15-chapter110>、16 C.F.R. Part 310（根拠法は 15 U.S.C. §§6101-6108）
<https://www.ecfr.gov/current/title-16/chapter-I/subchapter-C/part-310>、16 C.F.R. Part 461（2024 年 3 月 1 日連邦官報掲載
<https://www.federalregister.gov/documents/2024/03/01/2024-04335/trade-regulation-rule-on-impersonation-of-government-and-businesses>）<https://www.ecfr.gov/current/title-16/chapter-I/subchapter-D/part-461>、47 U.S.C. §230
<https://uscode.house.gov/view.xhtml?edition=prelim&num=0&req=granuleid%3AUSC-2007-title47-section230>、16 C.F.R. Part 465（2024 年 8 月 22 日連邦官報掲載。89 Fed. Reg. 68034 <https://www.federalregister.gov/documents/2024/08/22/2024-18519/trade-regulation-rule-on-the-use-of-consumer-reviews-and-testimonials>）<https://www.ecfr.gov/current/title-16/chapter-I/subchapter-D/part-465>（いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令・規則。

注 US28a FTC v. Amazon.com, Inc.（ワシントン州西部地区連邦地方裁判所。事件番号 2:23-cv-0932）における 2025 年 9 月 25 日付けの和解命令（Stipulated Order）。FTC の事件ページ（同命令書を掲載する。）<https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings/2123050-amazoncom-inc-rosca-ftc-v> 及び FTC の公表（2025 年 9 月 25 日）<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2025/09/ftc-secures-historic-25-billion-settlement-against-amazon>（最終アクセス：2026 年 9 月 11 日）。資料区分：執行事例。

注 US28b Custom Communications, Inc. v. Federal Trade Commission（第 8 巡回区連邦控訴裁判所。2025 年 7 月 8 日。142 F.4th 1060。事件番号 24-3137 ほか）
<https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/ca8/24-3137/24-3137-2025-07-08.html>

(判決書の公開ミラーによる。)。取り消された規則は Rule Concerning Recurring Subscriptions and Other Negative Option Programs, 89 Fed. Reg. 90476 (2024 年 11 月 15 日)。2024 年改正前の内容への復元につき、Revision of the Negative Option Rule, Withdrawal of the CARS Rule, Removal of the Non-Compete Rule To Conform These Rules to Federal Court Decisions, 91 Fed. Reg. 6507 (2026 年 2 月 12 日) <https://www.federalregister.gov/documents/2026/02/12/2026-02866/revision-of-the-negative-option-rule-withdrawal-of-the-cars-rule-removal-of-the-non-compete-rule-to>。事前規則制定告示につき、Rule Concerning the Use of Prenotification Negative Option Plans, 91 Fed. Reg. 12318 (2026 年 3 月 13 日掲載。FTC の公表は同月 11 日。Project No. P064202。意見提出期限 2026 年 4 月 13 日) <https://www.federalregister.gov/documents/2026/03/13/2026-04952/rule-concerning-the-use-of-prenotification-negative-option-plans> (最終アクセス：2026 年 9 月 11 日) 資料区分：裁判例・規則・提案。

注 US29 Federal Communications Commission, Declaratory Ruling, FCC 24-17, CG Docket No. 23-362 (2024 年 2 月 8 日公表。39 FCC Rcd 1783)。 https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-24-17A1_Rcd.pdf (最終アクセス：2026 年 8 月 28 日) 資料区分：行政文書。

注 US30 TAKE IT DOWN Act, Public Law 119-12 (2025 年 5 月 19 日成立) 第 2 条から第 4 条まで。 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-119publ12/html/PLAW-119publ12.htm>。47 U.S.C. §223(h)につき <https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=%28title%3A47+section%3A223+edition%3Aprelim%29>、47 U.S.C. §223a につき <https://uscode.house.gov/view.xhtml?edition=prelim&num=0&req=granuleid%3AUSC-prelim-title47-section223a> (いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 22 日) 資料区分：法令。

注 US31 16 C.F.R. §1.98 <https://www.ecfr.gov/current/title-16/chapter-I/subchapter-A/part-1/subpart-L/section-1.98>。民事制裁金の額の調整につき、Federal Trade Commission, Adjustments to Civil Penalty Amounts, 90 Fed. Reg. 5580 (2025 年 1 月 17 日) <https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/17/2025-01361/adjustments-to-civil-penalty-amounts>。2026 年における調整の不実施につき、Office of Management and Budget, Memorandum M-26-11 (2026 年 4 月 17 日) <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2026/04/M-26-11-Cancellation-of-Penalty-Inflation-Adjustments-for-2026-Regarding-the-Federal-Civil-Penalties-Inflation-Adjustment-Act-Improvements-Act-of-2015.pdf> (いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 22 日) 資料区分：規則・行政文書。

注 US32 Public Law 119-21。 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-119publ21/html/PLAW-119publ21.htm>。上院における修正 (S.Amdt.2814。2025 年 7 月 1 日可決。Record Vote No. 363、賛成 99、反対 1) につき、Congressional Record <https://www.govinfo.gov/content/pkg/CREC-2025-06-30/pdf/CREC-2025-06-30-senate.pdf> (いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 22 日) 資料区分：法令・立法資料。

注 US33 Executive Order 14365, “Ensuring a National Policy Framework for Artificial Intelligence” (2025 年 12 月 11 日署名。90 Fed. Reg. 58499-58501。2025 年 12 月 16 日

掲載）。<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-12-16/pdf/FR-2025-12-16.pdf> 及び <https://www.federalregister.gov/documents/2025/12/16/2025-23092/ensuring-a-national-policy-framework-for-artificial-intelligence>（いずれも最終アクセス：2026年8月22日）資料区分：法令。

注 US33a 大統領令第14365号第3条から第8条までの各期限は、同令の本文による。タスクフォースの設置につき、司法長官の2026年1月9日付けの省内あて覚書 <https://www.justice.gov/ag/media/1422986/dl>（最終アクセス：2026年9月11日）。第4条の評価の公表の有無、第6条の手続の開始の有無、及びタスクフォースによる訴えの提起の有無については、商務省及び連邦通信委員会の公表資料、連邦官報並びに公開された裁判所の記録を対象として検索したが、いずれも確認できなかった。検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。当該追加確認を行った日は2026年9月10日である。資料区分：法令・行政文書。

注 US33b A National Policy Framework for Artificial Intelligence: Legislative Recommendations（ホワイトハウス。2026年3月20日）
<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2026/03/03.20.26-National-Policy-Framework-for-Artificial-Intelligence-Legislative-Recommendations.pdf>（最終アクセス：2026年9月11日）資料区分：政策文書。

注 US34 X.AI LLC v. Weiser（コロラド州連邦地方裁判所。事件番号 1:26-cv-01515-DDD-CYC）。2026年4月27日付け命令（ECF No. 24）。
<https://www.courtlistener.com/docket/73171074/x-ai-llc-v-weiser/>（最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：裁判所提出文書の公開ミラー（裁判所の公式記録ではない。）

注 US35 Utah Code Title 13, Chapter 72（2026年 H.B. 320 による改正後のもの。同法は2026年5月6日から施行された。）。
<https://le.utah.gov/Session/2026/bills/enrolled/HB0320.pdf>（最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：法令。引用は成立版（enrolled）による。

注 US36 Tex. Bus. & Com. Code 第553章（2025年 H.B. 149）。
<https://capitol.texas.gov/tlodocs/89R/billtext/html/HB00149F.htm>（最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：法令。

注 US37 Delaware House Joint Resolution 7（2025年7月23日）
<https://www.legis.delaware.gov/BillDetail/142629> 及び Connecticut Public Act 26-15 第3条（2027年7月1日施行）
<https://www.cga.ct.gov/2026/act/pa/pdf/2026PA-00015-R00SB-00005-PA.pdf>（いずれも最終アクセス：2026年8月22日）資料区分：法令・立法資料。コネティカット州法の文言は計画の策定を求めるものである。

注 US38 2025 Cal. Stats. ch. 677（SB 243）。Bus. & Prof. Code 第8編第22.6章（§22601 から §22606 まで）を加えるもの。
https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202520260SB243（最終アクセス：2026年8月28日）資料区分：法令。

注 US39 2024 Cal. Stats. ch. 817 (AB 2013)。Civil Code §3110 以下を加えるもの。
https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240AB2013 (最終アクセス：2026 年 8 月 28 日) 資料区分：法令。

注 US40 2025 Cal. Stats. ch. 674 (AB 853)。Bus. & Prof. Code §22757 以下の適用開始日を 2026 年 8 月 2 日とするもの。
https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202520260AB853 (最終アクセス：2026 年 8 月 28 日) 資料区分：法令。

注 US41 2025 Cal. Stats. ch. 138 (SB 53)。Bus. & Prof. Code §22757.10 以下を加えるもの。
https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202520260SB53 (最終アクセス：2026 年 8 月 28 日) 資料区分：法令。

注 US42 In re: ChatGPT Product Liability Cases, JCCP No. 5431 (Raine v. OpenAI, Inc. (カリフォルニア州サンフランシスコ郡上位裁判所。事件番号 CGC-25-628528) を含む。)。カリフォルニア州司法評議会の協調審理事件一覧
https://courts.ca.gov/system/files/file/civilcasecoord_2018topresent_jccplog.pdf (最終アクセス：2026 年 8 月 28 日)。資料区分：裁判所資料。

注 US43 Garcia v. Character Technologies, Inc. (フロリダ州中部地区連邦地方裁判所。事件番号 6:24-cv-01903) における 2026 年 1 月 7 日付けの命令 (ECF No. 244)。
<https://www.courtlistener.com/docket/69300919/garcia-v-character-technologies-inc/> (最終アクセス：2026 年 8 月 28 日) 資料区分：裁判所提出文書の公開ミラー (裁判所の公式記録ではない。)

注 US44 検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。

注 US45 Alexander v. Sandoval, 532 U.S. 275 (2001) <https://tile.loc.gov/storage-services/service/ll/usrep/usrep532/usrep532275/usrep532275.pdf> 及び Cort v. Ash, 422 U.S. 66 (1975) <https://tile.loc.gov/storage-services/service/ll/usrep/usrep422/usrep422066/usrep422066.pdf> (いずれも合衆国判例集の本文。米国議会図書館による掲載。最終アクセス：2026 年 9 月 9 日)。州の消費者保護法における同調条項については、各州法の規定による。資料区分：裁判例・法令。

注 US46 15 U.S.C. §7001(h) <https://www.govinfo.gov/link/uscode/15/7001> 及び同 §7006(3) <https://www.govinfo.gov/link/uscode/15/7006> (いずれも最終アクセス：2026 年 9 月 9 日) 資料区分：法令。なお、利用者が指定する AI エージェントに関する立法の提案として、S.5051, AI AGENT Act of 2026 (2026 年 7 月 21 日提出) がある。同法案は提案の段階にあり、現行法ではない。

第3章 中国

1 規範の発展の経緯及び事業者の対応

(1) 規範の階層

中国における AI に関する規律には、全国人民代表大会及びその常務委員会が制定する法律、国務院が制定する行政法規並びに国務院の部門が制定する部門規章（部門規章）に加え、これらとは法形式を異にする行政規範性文書（行政规范性文件）が用いられる。これとは別の系統として、標準化に関する法制に基づく国家標準（国家标准）があり、強制性のものと推奨性のものとがある。AI を直接対象とする個別の規律の多くは、部門規章又は行政規範性文書の水準に置かれており、行政処罰については、上位法及び関連法令に接続する規定が置かれる一方、本報告書で取り上げる部門規章には、法律及び行政法規がいまだ制定されていない場合に、警告、通報批評又は一定額の罰金に限り、行政処罰を定めるものもある（行政処罰法第 13 条参照）。他方、行政規範性文書は行政処罰を設定することができず（同法第 16 条）、違反に対する行政処罰は、関係法令に定められた根拠によることとなる（評価）。

（評価）法令の体系と国家標準とを別の系統として整理するのは、次の三点による。第一に、根拠となる法が異なる。法律、行政法規、地方性法規、自治条例・単行条例及び規章は立法法第 2 条が対象とする法形式であるのに対し、国家標準は標準化法に基づく。なお、行政規範性文書は、立法法第 2 条が対象とする法形式とは区別されるが、行政機関等が法定の権限及び手続により制定・公開し、権利義務に関わり、普遍的な拘束力を有し、一定の期間反復して適用する公文と位置付けられる。法律及び法規に定めのない行政上の権限を追加し、行政許可、行政処罰又は行政強制を設定し、又は違法に権利を制限し若しくは義務を追加することはできない。第二に、行政処罰を設定する権限が異なる。部門規章は行政処罰法第 13 条により法律及び行政法規がいまだ制定されていない場合に、警告、通報批評又は一定額の罰金に限り行政処罰を設定し得るのに対し、行政規範性文書は同法第 16 条によりこれを設定することができず、国家標準はそれ自体が行政処罰を設定するものではない。第三に、規範の形式及び主たる機能が異なる。法令は権限、権利義務及び手続等を定め、国家標準は主として技術的な要件等を具体化する。もっとも、強制性国家標準には遵守の義務があり、また、法令が標準を参照して要件を具体化する場合もあるため、両者は機能の面で完全に分離しているものではない。後記 3 のとおり、人工智能生成合成内容标识办法に定める標識上の要求が強制性国家標準により具体化されているのは、規範上の要求について、国家標準が技術的に具体化する例である。

なお、本調査で確認した公開資料の範囲では、AI の安全性について全国一律の法定認証又は適合性判断を行い、主管行政機関から制度上独立した単一の第三者機関は確認できなかった。標準の実施に対する監督検査及び違反の場合の行政上の措置は、標準化法及び関係法令の定めるところにより、所管する行政機関が行うこととなる（注 CN28）。

(2) 時系列

消費者の意思決定の保護に関わる規範は、対象を限定しながら順次追加されてきた。すなわち、インターネット情報サービスのアルゴリズム推薦管理規定（互联网信息服务算法推荐管理规定。2022年3月1日施行）、深層合成を対象とする規定（互联网信息服务深度合成管理规定。2023年1月10日施行）、生成AIサービスを対象とする暫定弁法（生成式人工智能服务管理暂行办法。2023年8月15日施行）、AIにより生成・合成された内容の標識に関する弁法（人工智能生成合成内容标识办法。2025年9月1日施行）、及びAIの擬人化された対話サービスを対象とする弁法（人工智能拟人化互动服务管理暂行办法。2026年7月15日施行）である（注CN1）。

(3) 届出制度について

生成AIサービスについては、届出（备案）及び登記（登记）の仕組みが運用されている。生成式人工智能服务管理暂行办法第17条は、世論属性又は社会動員能力を有する生成AIサービスを提供する者に対し、国家の関係規定に従って安全評価を行い、インターネット情報サービスのアルゴリズム推薦管理規定に従ってアルゴリズムの届出並びにその変更及び抹消の手続を行うことを求める。なお、届出と行政許可は区別を要し、法律又は行政法規が別途行政許可を要求する場合には、その取得が必要である（同弁法第23条）（注CN5）。

国家インターネット情報弁公室の公告によれば、APIその他の方法により届出済みモデルの能力を直接呼び出す生成AIのアプリケーション及び機能については、地方のインターネット情報弁公室が登記を行う。届出又は登記の手続は、所在地のインターネット情報部門を通じて履行することができる。

2026年7月10日の公表によれば、2026年6月30日現在の累計は、届出988件、既に届出済みのモデルの応用プログラムインタフェース等を利用するアプリケーション及び機能に係る地方のインターネット情報部門への登記598件である（注CN2）。

(4) 事業者の対応

推薦の仕組みに関する利用者側の操作についても、興味の分布の表示と手動による調整、利用時間の管理を補助する機能等が導入されている。もっとも、国家インターネット情報弁公室自身が2025年5月の時点で、これらの機能の利用の効果が顕著でない旨の留保を付している（注CN3）。

2 アルゴリズム推薦に関する規律

（本節及び次節について）中国においては、規範の制定に際して公表される起草の説明又は記者会見等での説明が、EU及び米国に比して限定的なものとなる。したがって、規範が置かれた背景については、①条文自体が対象とする問題、②これに先行する行政上の対応（第7節参照）から把握できる範囲にとどまる（注CN27）。

インターネット情報サービスのアルゴリズム推薦管理規定は、国家インターネット情報弁公室を含む四部門が制定した部門規章であり、2022年3月1日から施行されている。同規定は、アルゴリズムを用いて情報を推薦するサービスの提供者に対し、次の義務を課す（注 CN4）。

同規定第2条第2項は、対象となるアルゴリズム推薦技術の類型として、生成及び合成（生成合成類）、個別化された配信（个性化推送類）、順位付け及び選別（排序精选类）、検索による絞り込み（检索过滤类）、並びに割当てに関する意思決定（调度决策类）を挙げる。消費者の意思決定の保護との関係で中心となるのは、このうち個別化された配信並びに順位付け及び選別の類型である（評価）（注 CN4）。

第16条は、アルゴリズム推薦サービスを提供している旨を利用者に告知し、その基本原理、目的及び主要な仕組みを適切な方法により公示することを求めている。第17条は、利用者に対し、その個人的な特徴を対象としない選択肢を提供し、又はアルゴリズム推薦サービスを停止する選択肢を提供すること、利用者が自己に付与された属性の情報（标签）の削除を求めることができるようにすること、及びアルゴリズムの適用が利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす場合に説明を行い相応の救済を行うことを求めている。

第21条は、取引条件について利用者の選好、取引の習慣等の特徴を利用して不合理な差別的取扱いを行うことを禁止する。同規定第31条が掲げる制裁の対象となる条項に第21条は含まれておらず、同条の違反は第32条の橋渡しの規定により処理される（注 CN4）。

（評価）同規定は、①利用者に対する告知及び公示、②個別化を受けない選択肢の確保、③差別的な取扱いの禁止という三つの手法を組み合わせている。このうち②は、利用者が自ら個別化を解除することができる状態を作り出す手法であり、事業者に対して個別化それ自体を禁止するものではない。後記4のとおり、この手法は電子商取引法第18条第1項にも共通する。

3 深層合成、生成 AI 及び標識

生成 AI サービスを対象とする暫定弁法は、関連する七部門が制定した部門規章であり、2023年8月15日から施行されている。同弁法は、生成される内容の正確性及び信頼性を高めるための有効な措置を講ずべきこと、未成年者である利用者の過度の依存又はのめり込み（沉迷）を防止する措置を講ずべきこと、並びに世論属性又は社会動員能力を有するサービスについて安全評価及びアルゴリズムの届出を行うべきことを定める（注 CN5）。

AI により生成・合成された内容の標識については、人工智能生成合成内容标识办法が定める。同弁法は、国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部及び国家廣播電視総局の四部門が発した行政規範性文書であり（文書番号は国信办通字〔2025〕2号）、2025年3月7日に印発、同月14日に掲載され、同年9月1日から施行された（注 CN6）。同弁法は、利用者が認識できる形の標識（顕式標識）と、

ファイルのメタデータ等に付する標識（隠式標識）とを区別する。技術的な方法は、強制性国家標準 GB 45438-2025 が定める（注 CN7）。

同弁法は、生成又は合成された文字、音声、画像、動画及び仮想の場面について、利用者が認識できる顕式標識の付与、ファイルのメタデータ等による隠式標識の記録、配信を行うプラットフォームによる標識の確認及び表示の付加、並びに利用者が内容を公開する場合の自らの申告を定める（注 CN6）。

（評価）標識に関する規律は、生成された内容そのものの真偽を判定するのではなく、内容が生成されたものであることを利用者が識別できる状態を作り出すという手法によっている。この点は、前記 2 の②と同じく、利用者の側に判断の手掛かりを与えるという構造をとる。

4 個別化価格に関する規律

いわゆる「大数据杀熟」（購買履歴などのビッグデータを利用し、常連客により高い価格を提示する行為）に対する規律は、機能的に見て四つの層に分かれる。ただし、これは機能に着目した整理であり、法源としての階層とは別である（評価）。

図表 3-1 個別化価格に関する規律の層

規範	法源の性質	該当条項	内容
消費者權益保護法实施条例（消费者权益保护法实施条例）	行政法規	第 9 条 第 2 項	消費者が知らない状態で、同一の商品又は役務について同等の取引条件の下で、異なる価格又は料金の基準を設定することの禁止（注 CN8）
インターネット情報サービスのアルゴリズム推薦管理规定（互联网信息服务算法推荐管理规定）	部門規章	第 21 条	前記 2 のとおり（注 CN4）
インターネットプラットフォームの価格行為規則（互联网平台价格行为规则）	行政規範性文書	第 15 条	第 1 項は、消費者が知らない状態で、支払の意思、支払の能力、消費の選好、消費の習慣等の情報に基づき、データ、アルゴリズム、プラットフォームの規則等を用いて、同一の商品又は役務について同等の取引条件の下で異なる価格又は料金の基準を設定することの禁止。第 2 項は价格法第 14 条第 5 号に基づくプラットフォーム内の経営者に対する価格差別の禁止（注 CN9）

規範	法の性質	該当条項	内容
オンライン取引プラットフォームの監督管理に関する弁法（ネットワーク交易平台規則監督管理办法）	部門規章	第31条	取引規則における差別的取扱いの禁止。第43条により消費者権益保護法第56条第1項に橋渡しされる（注CN10）

インターネットプラットフォームの価格行為規則は、国家發展改革委員会を含む三部門が発した行政規範性文書であり（文書番号は发改价格规〔2025〕1607号）、全7章29条から成る。2025年12月9日に印発され、同月20日に掲載され、2026年4月10日から施行された。有効期間は5年である（第29条）。第20条は、暗証番号の入力を要しない支払、抱き合わせ、自動更新等を対象とする。同規則は独自の罰則を有しない。なお第26条は、違法行為が軽微であって直ちに是正し危害の結果を生じていない場合には処罰しない旨を定める（注CN9）。

このほか、電子商取引法第18条第1項は、消費者の趣味嗜好、消費の習慣等の特徴に基づいて商品又は役務の検索結果を提示する場合において、当該消費者の個人的な特徴を対象としない選択肢を併せて提供し、消費者の合法的な権利利益を尊重し平等に保護しなければならないと定める（注CN11）。同項は、個別化された提示それ自体を禁止するのではなく、個別化を受けない選択肢を併存させることを求めるものである（評価）。

（評価）以上のとおり、禁止の規範は複数の階層に重畳して置かれており、行政処罰については、上位法及び関連法令に接続する規定が置かれる一方、部門規章自体が、法律及び行政法規がいまだ制定されていない場合に、警告、通報批評又は一定額の罰金に限り行政処罰を定める例もある（行政処罰法第13条参照）。他方で、規範の数の多さと、制裁の実効性とは別に評価する必要がある。また、規律の手法としては、①消費者が知らない状態で、同一の商品又は役務について同等の取引条件の下で異なる価格又は料金の基準を設定することの禁止（消費者権益保護法实施条例第9条第2項、インターネットプラットフォームの価格行為規則第15条第1項）、②利用者の特徴を利用した不合理な差別的取扱いの禁止（アルゴリズム推薦管理規定第21条）、及び③個別化を受けない選択肢の確保（インターネット情報サービスのアルゴリズム推薦管理規定第17条、電子商取引法第18条第1項）という三つが併存している。

5 擬人化された対話サービスに関する規律

(1) 書誌及び基本方針

AIの擬人化された対話サービスを対象とする弁法は、国家インターネット情報弁公室を含む五部門令第21号として、2026年2月2日の国家インターネット情報弁公室2026年第3次室務会議において採択され、同年4月10日に公布、同年7月15日から施行された。全4章32条から成る（注CN12）。

同弁法第2条は、対象となる役務を、中国国内の公衆に対し、自然人の人格的な特徴、思考の様式及びやり取りの様式を模倣して、継続的な感情の交流を提供する役務（感情面への配慮、寄り添い及び支援等を含む。）と定める。他方、継続的な感情の交流を伴わない智能客服、知識に関する質疑応答、業務の補助、学習及び教育並びに科学研究等は、対象とされない。したがって、以下の各規定は、生成AIによる対話の役務一般に適用されるものではない（注CN12）。

第3条は、発展と安全の並重、イノベーションの促進と法による統治との結合を原則とし、包容的かつ慎重な（包容审慎）分類分級の監督管理を行うと定める。第6条は、アルゴリズム、フレームワーク、半導体等の自主的な技術革新の支援、標準の構築の推進、並びに文化の伝播、幼児への配慮、高齢者への寄り添い及び特別な配慮を要する者への支援等への応用の拡大の奨励を定める（注CN12）。

(2) 禁止される行為

第8条は、サービスの提供者が行ってはならない行為を列挙する。消費者の意思決定の保護に直接関わるのは、次の二つである（注CN12）。

- **第5号** 利用者に過度に迎合し（過度迎合）、感情的な依存又はのめり込み（沉迷）を誘導し、利用者の現実の人間関係を害すること。
- **第6号** 感情の操縦（情感操纵）等の方法により、利用者に合理的でない意思決定を誘導し、利用者の適法な権利利益を害すること。

両者は別個の禁止の類型である。第5号は依存及びのめり込みという状態の形成を、第6号は個別の意思決定の歪みを、それぞれ対象とする（評価）。

第10条第2項は、社会的な交流の代替、利用者の心理の支配、又は依存及びのめり込みの誘導を、サービスの目標としてはならないと定め、併せて過度の依存のリスクの予兆の警告、感情的な境界の誘導、心理的な健康の保護等の安全に関する能力を備えるべきことを定める（注CN12）。

以上によって、第8条が個別の行為を禁止するのに対し、第10条第2項はサービスの設計の目標そのものを規律し、備えるべき安全に関する能力を定める。

(3) 利用者の保護に関する具体的な義務

第13条は、利用者の安全上のリスクの識別、極端な感情状態への対応、重大な財産的損失や自傷・自殺等の危機に対する援助及び監護人等への連絡を求めている。第

14 条は、未成年者に対して仮想の親族又は仮想の伴侶を内容とする役務を提供することを禁止し、14 歳未満の者については監護人の同意を要するものとし、未成年者向けの利用モードの提供を定める。第 15 条は高齢者の健康的な利用への指導、安全上のリスクの提示、相談及び援助要請への迅速な対応を求めている。第 18 条は、AI によるものである旨の標識、依存の傾向を発見した場合の画面表示、及び連続する利用時間が 2 時間を超えることの注意喚起を定める。第 19 条は、利用者が役務の利用を終了することを妨げる行為を禁止する（注 CN12）。

なお、第 16 条第 4 項（機微な個人情報の学習への利用と個別の同意）及び第 17 条（14 歳未満の者の個人情報及びコンプライアンス監査）は、個人情報の保護に関する法令と重なる。個人情報の保護に係る法令は本調査の対象外としているため、本報告書はその内容の解説及び比較を行わない（注 CN13）。

（4） 手続及び制裁

第 22 条は、新たに擬人化インタラクティブサービスを開始し又はこれに関する機能を追加する場合、新たな技術の適用により重大な変化が生ずる場合、登録利用者が 100 万人以上又は月間の活動利用者が 10 万人以上である場合、国家の安全等に関わるリスクがある場合等に安全評価を求める。第 23 条は、安全評価において重点的に評価すべき事項として、①安全を確保するための措置の整備の状況、②学習用データの取扱いの状況、③利用者の極端な状況の識別、緊急時の対応及び介入の管理等の状況、④利用者の規模、利用の時間及び年齢の構成等の状況、⑤未成年者及び高齢者等のインターネット上の保護のための措置の整備の状況、⑥利用者の申立て並びに公衆からの苦情及び通報の受付及び処理の状況、⑦自ら発見し又はインターネット情報部門その他の所管部門から通報された重大な安全上のリスクに係る問題の是正の状況、並びに⑧その他重点的に評価すべき事項の八つを掲げる。第 26 条は、提供者による届出並びにその変更及び取消しの手続並びにインターネット情報部門による届出資料の年度の核驗を、第 27 条は省級のインターネット情報部門による毎年の書面審査を、第 29 条は約談を定める。第 30 条は、他の法令に定めがある場合にはその定めるところによるものとし、これらに定めがない場合には、警告、通報批評及び期限を定めた是正の命令によるものとし、是正を拒む場合又は情状が重い場合には役務の提供の停止及び 1 万元以上 10 万元以下の過料を、生命又は健康に関わり有害な結果が生じた場合には 10 万元以上 20 万元以下の過料を科し得るものとする（注 CN12）。

（5） サンドボックス

第 28 条は、AI のサンドボックス安全サービスプラットフォーム（人工知能沙箱安全服务平台）の構築を「指導し推進する」ものとし、事業者による接続を「奨励する」と規定する。もっとも、本調査で確認した範囲では、当該プラットフォームが稼働していることを示す公開された一次資料は確認できなかった（注 CN14）。

（評価）第 22 条の安全評価、第 25 条の配信プラットフォームによる審査及び第 26 条の届出がいずれも「应当」（しなければならない。）と規定されているのに対し、第 28 条は「指導推动」及び「鼓励」にとどまる。接続をしないことに対する制

裁も、接続をしたことによる義務の免除も置かれていない。したがって、接続により、責任の減免、安全評価の免除若しくは簡略化、届出の免除、又は適法性若しくは安全性の推定が生ずるものではない。

(6) 判断の基準

「過度の迎合」及び「感情の操縦」に該当するか否かの判断について、本調査で確認した範囲では、確定した判定表、数値による閾値、審査要領及び公刊された裁決は確認できなかった（注 CN15）。把握できる手掛かりは、次の三つの層に分かれる（評価）。

- **拘束力を有する法令上の要素** 第 8 条第 5 号及び第 6 号の行為の態様と結果、第 10 条、第 18 条並びに第 19 条。第 5 号は「利用者に過度に迎合すること」という行為の態様と、「感情的な依存又はのめり込みの誘導」及び「利用者の現実の人間関係を害すること」という結果とを併せて要件とする。第 6 号は「感情の操縦等の方法」という行為の態様と、「合理的でない意思決定の誘導」及び「利用者の適法な権利利益を害すること」という結果とを併せて要件とする。いずれも、行為の態様のみ又は結果のみによって該当性が定まる構造にはなっていない（評価）。
- **公式の手續上の観察項目** 第 22 条の安全評価において重点的に評価すべき事項として第 23 条が掲げる各号。同条は、当局が事業者の対応を確認する際の着眼点を示すものであり、違反の有無を直接に定めるものではない（評価）。
- **拘束力を有しない解説** 国家インターネット情報弁公室のウェブサイトに掲載された専門家による解説である。これは責任者名義の記者質問への回答（答記者問）とは資料の区分を異にし、有権的な解釈ではない。

なお、同弁法に置かれた数値は性質を異にする。連続する利用時間 2 時間ごとの注意喚起は義務の発動の条件、登録利用者 100 万人又は月間の活動利用者 10 万人は安全評価の実施の要件、14 歳は保護の対象を画する年齢の区分であり、いずれも「過度の迎合」又は「感情の操縦」の該当性を判断するための数値の基準ではない（評価）。

（評価）以上のとおり、該当性の判断については、行為の態様と結果とを併せて評価するという枠組みが条文上示されているにとどまり、その具体化は、安全評価、書面審査及び約談という行政上の手續の運用に委ねられている。本調査で確認した範囲では、当該運用の内容を具体的に示す公表資料は確認できなかった。

6 一般法制の層

消費者権益保護法は、消費者が商品及び役務について真実の状況を知る権利（第 8 条）並びに自主的に選択する権利（第 9 条）を定め、経営者に対し、商品又は役務についての情報を真実かつ全面的に提供し、虚偽の又は誤解を生じさせる宣伝を行ってはならないと定める（第 20 条）。同法第 55 条は、詐欺的な行為について、代

金の3倍に相当する額の増額支払（500 元に満たない場合は 500 元）を定める（注 CN16）。

同法の実施条例（消費者权益保护法实施条例）は、2024 年 3 月 15 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行された。前記 4 のとおり、その第 9 条第 2 項が差別的な取引条件の設定を禁止する（注 CN8）。

このほか、価格に関する規律として价格法が、事業者間の競争に関する規律として反不正当竞争法が、それぞれ適用され得る。

個人情報の保護に関する法令（个人信息保护法）は、自動化された意思決定について規定を置いており（第 24 条）、前記 2 及び 4 の各規定と重なり得る。もっとも、個人情報の保護に係る法令は本調査の対象外であるため、ここでは関係を示すにとどめる。

また、電子商取引に関する法律（电子商务法）第 48 条第 1 項は、当事者が自動情報システムを使用して契約を締結し又は履行する行為が、当該システムを使用する当事者に対して法的効力を有する旨を定める。さらに、2026 年 5 月 8 日の AI エージェント（智能体）の規範的な応用及び革新的な発展に関する実施意見は、利用者本人による決定に限られるもの、利用者の授權を要する決定及び AI エージェントの自律的な決定の境界を明確にすることを求め、利用者が AI エージェントの自律的な決定について知る権利及び最終的な決定権を有すること、並びに AI エージェントが実行する操作が利用者の授權の範囲を超えてはならないことを定める（注 CN30）。

7 規制の手法及び執行

(1) 手法

中国における規律の実施は、①届出及び安全評価という事前の手続、②約談による個別の指導、③期間を区切った集中的な取締り（专项行动）、④標準の策定、という手法の組合せによる（評価）。

(2) 執行の三区分

執行の状況は、①当局による監督及び検査、②事業者による自主点検及び是正、③企業名、根拠条文及び処分の内容を特定した行政処罰の確定した事例、に区分して把握する必要がある（評価）。

中国のインターネット情報当局が、AI 製品・サービスや生成情報に関する法令・規定違反を対象として実施する集中的な取締りのうち、AI の応用に関するものについては、中央インターネット情報弁公室が 2026 年 4 月 30 日に「清朗・AI 利用上の問題の是正（清朗・整治 AI 应用乱象）」特別行動を実施する旨を公表し、同年 7 月 6 日に全国における第一段階の成果を公表した。全国の第一段階では、違規のウェブサイト、アプリケーション、AI エージェント等の AI 製品 1.4 万余りが処置され、違法・規定に違反する情報 600 万余条が清理され、アカウント 2.6 万余りが処置されたほか、規定に違反する AI 商品 1300 余り及び規定に違反するオープンソース・データセット 9 件が掲載停止とされた。上海市においても、2026 年 4 月下旬からこの取

締りが実施された。同年 5 月 13 日に 17 社の重点的なプラットフォームに対する具体的な要求が示され、同月 15 日には重点的なプラットフォームによる取締りの公告の公表が指導された。同年 7 月 8 日に国家インターネット情報弁公室のウェブサイトに掲載された上海市の第一段階の成果として、違法・規定に違反する情報 487 万余件、規定に違反するアカウント 1.8 万余個、規定に違反する AI エージェント 1.4 万余個及び規定に違反する商品 1300 余個の処置が公表された。なお、公表資料においては、規定に違反することを中国の「违规」と表記しているが、個々の措置について、違反の根拠となる法令その他の規定は明示されていない。

また、AI により生成される情報の内容を対象とする取締りについては、2026 年 9 月 2 日に第二段階の状況が公表され、累計で違法・規定に違反する情報 561 万余件、アカウント 4.9 万余個並びに規定に違反するウェブサイト及び応用プログラム等 2400 余個の処置がされ、重点的なプラットフォームから 46 件の取締りの公告が公表されたとされる。これらは、2026 年 4 月 30 日に実施が公表された「清朗・AI 利用上の問題の是正」という一つの特別行動の第一段階及び第二段階であり、第一段階は AI の応用及び役務における典型的な違反の問題に、第二段階は AI により生成された情報の内容に、それぞれ重点を置くものである。両段階の公表された数値は、集計の範囲が同一であることを確認できないため、単純に合算していない（注 CN17）。

これに先立ち、AI 技術の濫用に関する取締りについては、中央インターネット情報弁公室が 2025 年 4 月から「清朗・AI 技術の濫用の是正（清朗・整治 AI 技術濫用）」特別行動を実施し、同年 6 月 20 日に第一段階の成果として、規定に違反するミニプログラム、アプリケーション、AI エージェント等の AI 製品 3,500 余り、違法・規定に違反する情報 96 万余件及びアカウント 3700 余個の処置を公表している。同取締りにおいて処置の対象とされた AI 製品は、感情面の寄り添いを内容とする類型に限定されたものではない（注 CN18）。

個別の指導の例として、上海市のインターネット情報部門は 2025 年 6 月 19 日、対話型のサービスを提供する事業者に対する約談を公表している。これは、前記 5 の弁法の制定に先行した行政上の対応の例である。当該約談が同弁法の制定を目的として行われたこと又はその制定の原因となったことを示す公表資料は、本調査で確認した範囲では確認できなかった（注 CN19）。

約談は、当局が事業者の法定代表者又は主要な責任者を呼び出し、是正を求める手続である。前記 5 の弁法第 29 条は、監督管理の職責を履行する過程において擬人化された対話サービスに比較的大きな安全上のリスクが存在し、又は安全に関する事件が発生したことを発見した場合に、規定された権限及び手続に従い約談を行うことができるものとし、提供者は要求に従って措置を講じ、是正を行い、隠れた危険を除去しなければならないと定める。ネットワーク安全法第 58 条（2025 年改正前の第 56 条）も、一定の安全上のリスク又は安全に関する事件を発見した場合の約談及び要求に従った是正等を定める（注 CN29）。

（評価）約談は、行政処罰法第 2 条が定める行政処罰、すなわち、違法行為に対して権利を減損し又は義務を増加させることにより、制裁を科する行為には当たらないと解するのが妥当である。同法第 9 条に約談は明記されていないが、同条第 6 号

は法律及び行政法規が定めるその他の行政処罰も認めているため、明記されていないことだけで行政処罰に当たらないとはいえない。約談の発動の要件は違法行為が確定したことではなく、比較的大きな安全上のリスクの存在又は安全に関する事件の発生を発見したことであり、その目的は是正及びリスクの除去にある。したがって、約談は過去の行為に対する制裁ではなく、リスクが深刻化することを防ぐための予防的な監督管理の措置として位置付けられる。もっとも、法定代表者又は主要な責任者を呼び出す手続であり、要求に従って是正を行う義務が定められていること、及び是正を行わない場合には他の措置に移行し得ることから、相手方の任意の協力を前提とする我が国の行政指導とは、事実上の作用の程度において性質を異にする。

（評価）約談と規範の追加との関係については、時系列としては、個別の事案に対する約談が規範の追加に先行している。もっとも、約談が規範の制定を目的として行われたことを示す資料は、本調査で確認した範囲では確認できなかった。したがって、約談の積み重ねが立法事実を形成するという因果を述べることはできず、行政上の対応が規範の追加に先行するという構造を指摘するにとどまる。

他方、前記 5 の弁法の施行後において、前記③に該当する公表された事例は、本調査で確認した範囲では確認できなかった（注 CN20）。

（3）競争法による執行

市場監督管理総局は 2026 年 2 月 6 日、AI の分野における不正競争の典型的な事例 5 件を公表した。もっとも、公表されているのは摘要であり、決定書の全文は公開されていない（注 CN21）。

また、市場監督管理総局は 2026 年 7 月 25 日、オンライン旅行サービスの事業者に対し、独占禁止法（反壟断法）第 22 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の違反を理由として、同法第 57 条及び第 59 条に基づき、違法な所得の没収 16 億 5805 万 8958 元及び過料 35 億 2182 万 4686 元（2025 年の中国国内における売上高 469 億 5766 万 2489 元の 7.5 パーセントに相当する。）、合計 51 億 7988 万 3644 元を科す決定を行った

（国市監処罰〔2026〕29 号）。ただし、本件は、プラットフォーム内の経営者に対する取引の制限を内容とする事業者間の競争制限の事案であり、消費者に対する個別化価格の事案ではない（注 CN22）。

（4）執行の把握可能性

（評価）中国においては、行政処罰の情報の公示の制度が公開の対象を限定していること及び信用の修復の制度が存在することに加え、本調査で確認した範囲では、インターネット情報部門による AI に関する執行を網羅する単一の公開されたデータベースを確認できなかった。したがって、事例が確認できないことは、執行が行われていないことを意味しない。本報告書における「確認できなかった」との記述は、この制度的な事情を前提とする（注 CN23）。

8 裁判例及び私的救済

(1) 民事の裁判例

AIに関する民事の裁判例としては、公式の資料により事件番号を確認できるものが複数存在する。このうち消費者の意思決定の保護に関わるものとして、録音物から合成された音声の利用が問題となった音声の権利に関する事件（(2023)京 0491 民初字第 12142 号）がある（注 CN24）。

個別化価格との関係では、購買履歴などのビッグデータを利用し、常連客により高い価格を提示する行為である「大数据杀熟」が主張された民事の裁判例として、オンライン旅行サービスの利用者が事業者に対して提起した事件がある。本調査で確認できたのは、一審（浙江省绍兴市柯桥区人民法院）について人民法院の機関紙の記事を掲載した政府のウェブサイトの資料及び二審判決（浙江省绍兴市中级人民法院（2021）浙 06 民终 3129 号、2021 年 12 月 31 日判決）の全文である。これらによれば、一審裁判所は事業者の行為を消費者權益保護法上の詐欺と認定し、未返還の差額 243.37 元の返還及び宿泊料金の差額 1511.37 元の 3 倍に相当する額の賠償を命じ、二審は、この金銭給付部分を維持し、その余の請求を棄却した。二審は、事業者が自営事業とプラットフォーム内事業者の事業を顕著に区分せず、当該事業者及び取引上のリスクに関する情報を十分に告知せず、第三者代理業者による高額販売を適切に監督しなかったため、利用者が取引相手及び表示価格について誤認して契約したとして、詐欺を認定した。

（評価）原告は「大数据杀熟」を主張したが、一審はその有無を確認せず、これを本件の実体判断の基礎としておらず、二審も、原告の疑念には一定の事実上の基礎があるとしつつ、「大数据杀熟」の有無を認定していない。したがって、本件を、アルゴリズムによる個別化価格の設定それ自体を違法と認定した裁判例と評価することはできない。なお、本件は、前記 7(3)のオンライン旅行サービスの事業者に対する行政処罰とは別個の事件である（注 CN24a）。

中国においては、判例に先例としての拘束力は与えられていない。もっとも、最高人民法院が公表する指導性案例については、各級の人民法院が類似の事件を審理する際に参照しなければならないものとされている。擬人化された対話サービス又は個別化価格に関する指導性案例は、本調査で確認した範囲では確認できなかった（注 CN25）。

さらに、最高人民法院は 2026 年 9 月 7 日、AI に関する紛争事件の審理に関する意見（法発〔2026〕10 号）を公表した。同意見は、AI による侵害における行為者の故意・過失の有無及び程度を判断するに当たり、具体的な場面、自律の程度、透明性、潜在的なリスク、予防のための措置並びに予見及び制御の可能性を考慮すべきものとし（第 3 項）、アルゴリズムによる不合理な差別的取扱いと消費者に対する侵害責任及びいわゆる「大数据杀熟」の判断の要素を示し（第 10 項）、証拠を支配する当事者が正当な理由なくその提出を拒む場合に不利益な事実を推認し得るものとし（第 17 項）、AI に関する証拠及び AI により生成された内容の証拠としての評価について定める（第 18 項）。

（評価）同文書は最高人民法院の「意見」であり、司法解釈又は指導性案例と同一のものではなく、各級の人民法院による AI 関連紛争事件の審理を指導する司法裁判規則文書として位置付けられる（注 CN25a）。

（2）私的な救済の枠組み

私的な救済の中心は、消費者権益保護法に基づく請求である。同法第 55 条は、詐欺的な行為について代金の 3 倍に相当する額の増額支払を定めており、これは消費者による請求を促す機能を有する。

（評価）人格的な利益の侵害については、民法典の人格権に関する規定によることとなる。同法第 1023 条第 2 項は、自然人の音声の保護について肖像権の保護に関する規定を準用する旨を定めており、前記(1)の事件はこれによるものである（注 CN26）。

前記の各弁法及び規定は、いずれもその違反について独立の損害賠償請求権を明文で設けていない。したがって、これらの違反は、行政上の監督及び制裁の対象となる一方、私人による請求の根拠としては、消費者権益保護法又は民法典の要件を別途満たす必要がある（評価）。

（3）団体による訴訟

消費者権益保護法第 47 条は、多数の消費者の合法的な権利利益を害する行為について、中国消費者協会並びに省、自治区及び直轄市に設立された消費者協会が人民法院に訴えを提起することができる旨を定める。もっとも、本調査で確認した範囲では、AI に関して同条に基づき提起された訴訟について、事件番号を伴う実績を確認することができなかった（注 CN25）。

（評価）本調査で確認した公表された経路においては、行政上の監督及び制裁に関する資料が私人による請求に関する資料よりも多く得られた。もっとも、前記 7(4) のとおり行政上の執行についても確定事例の把握には制度上の限界があり、私人による請求についても公表されない事例が存在し得るため、制度全体における主従を断定することはできない。

9 小括

中国は、対象を限定した規範を短い間隔で追加し、届出、安全評価、約談及び集中的な取締りという行政上の手法により実施するという方法を採用。擬人化された対話サービスに関する弁法は、感情面への働きかけのうち、依存又はのめり込みを誘導して利用者の現実の人間関係を害する過度の迎合、及び不合理な意思決定を誘導して利用者の適法な権利利益を害する感情の操縦等を明文で禁止した点に特徴がある。

もっとも、「過度の迎合」及び「感情の操縦」の該当性を判断するための確定した基準は確認できなかった。AI による擬人化された対話サービスの管理に関する暫定弁法に置かれた数値を用いた規定もあるが、これらは別の事項を定めるものであり、いずれも「過度の迎合」や「感情の操縦」に当たるかを判断するための基準で

はない。また、サンドボックスについては、構築を推進する旨の規定が置かれているにとどまり、稼働、接続の手續及び法的な効果のいずれも確認できない。

執行については、集中的な取締りの成果が総数として公表される一方、企業名及び根拠条文を特定した確定事例の把握は制度上限られる。私的な救済は、消費者権益保護法をはじめとする一般法制に委ねられている。

脚注

注 CN1 各規範の名称、公布及び施行の日については、以下の各注に掲げる。資料区分：法令。

注 CN2 国家インターネット情報弁公室の公表（2026 年 7 月 10 日）。

https://www.cac.gov.cn/2026-07/10/c_1785427810632554.htm（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：行政文書。

注 CN3 国家インターネット情報弁公室の公表（2025 年 5 月）。

https://www.cac.gov.cn/2025-05/22/c_1749536203490537.htm（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：行政文書。

注 CN4 互联网信息服务算法推荐管理规定（国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部及び国家市場監督管理総局。2021 年 12 月 31 日公布、2022 年 3 月 1 日施行）第 2 条第 2 項、第 16 条、第 17 条、第 21 条、第 31 条及び第 32 条。

https://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894606364259.htm（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令（部門規章）。

注 CN5 生成式人工智能服务管理暂行办法（2023 年 8 月 15 日施行。第 24 条）。

https://www.cac.gov.cn/2023-07/13/c_1690898327029107.htm（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令（部門規章）。

注 CN6 人工智能生成合成内容标识办法（国信弁通字〔2025〕2 号。2025 年 3 月 7 日印発、同月 14 日掲載、同年 9 月 1 日施行）第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 10 条。

https://www.cac.gov.cn/2025-03/14/c_1743654684782215.htm（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：行政規範性文書。四部門（国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部及び国家ラジオ・テレビ総局）による印発通知の形式による。

なお、第 4 条の顕式標識に係る義務は、互联网信息服务深度合成管理规定第 17 条第 1 項の該当場面（公衆の混同又は誤認を招くおそれがある場合）に結び付けられており、第 9 条は一定の条件の下で顕式標識のない生成合成内容を利用者に提供し得る経路を定める。この場合において、当該内容を受領した利用者が公衆に公開するときは、第 10 条により自ら申告し、提供者が用意した標識の機能を用いる必要がある。

注 CN7 GB 45438-2025《网络安全技术 人工智能生成合成内容标识方法》（強制性国家標準。2025 年 2 月 28 日発布、同年 9 月 1 日実施）。

<https://openstd.samr.gov.cn/bzgk/std/newGbInfo?hcno=F32EA2A561F1886CD8D606513512D547>（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：国家標準。

注 CN8 消费者权益保护法实施条例（国务院令 第 778 号。2024 年 2 月 23 日国务院常务会议通过、同年 3 月 15 日公布、同年 7 月 1 日施行）第 9 条第 2 項。

<https://app.www.gov.cn/govdata/gov/202403/19/513111/article.html>（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令（行政法規）。なお 2024 年 3 月 19 日は政府ウェブサイトへの掲載日である。

注 CN9 互联网平台价格行为规则（国家发展改革委员会、国家市场监督管理总局及び国家インターネット情報弁公室。发改价格規〔2025〕1607 号。2025 年 12 月 9 日印発、同月 20 日掲載、2026 年 4 月 10 日施行）第 15 条、第 20 条、第 26 条及び第 29 条。

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/jjjzs/art/2025/art_eef66659c9624c5091bd3acd050b1710.html（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：行政規範性文書。

注 CN10 网络交易平台规则监督管理办法（国家市场监督管理总局・国家インターネット情報弁公室令 第 116 号。2025 年 12 月 18 日公布、2026 年 2 月 1 日施行）第 31 条及び第 43 条。

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art_85b474fc5a08494bb60ca6a280b98d7d.html（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令（部門規章）。

注 CN11 電子商取引法第 18 条第 1 項。国家市场监督管理总局のウェブサイトにおける全文（来源として全国人民代表大会常務委員会を明記する。）

https://www.samr.gov.cn/wljys/gzzd/art/2023/art_3e75434c954b4cb9bd14867dacff26d1.html（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令（法律）。

注 CN12 人工智能拟人化互动服务管理暂行办法（国家インターネット情報弁公室、国家发展改革委员会、工業情報化部、公安部及び国家市场监督管理总局の令 第 21 号。2026 年 2 月 2 日国家インターネット情報弁公室 2026 年第 3 次室務会議において採択、同年 4 月 10 日公布、同年 7 月 15 日施行）。https://www.cac.gov.cn/2026-04/10/c_1777558395078289.htm（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令

（部門規章）。第 2 条、第 8 条第 5 号及び第 6 号並びに第 30 条については、同 URL の本文により逐語を確認した。記者質問への回答（答記者問）につき

https://www.cac.gov.cn/2026-04/10/c_1777558395284407.htm。本報告書は施行された弁法の条文により記述する。意見募集稿（2025 年 12 月 27 日公表）とは条の番号及び文言が異なる。

注 CN13 个人信息保护法第 24 条、第 29 条及び第 31 条。

https://www.cac.gov.cn/2021-08/20/c_1631050028355286.htm（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）本文における言及は、前記の各規定との関係を示すための限度にとどまる。資料区分：法令（法律）。

注 CN14 前掲注 12 第 28 条。検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。なお、2026 年 5 月 7 日に下達された国家標準計画「人工智能 面向智能体执行的云沙箱技术指南」（計画番号 20262601-Z-469）は、AI エージェントの実行のためのクラウド・サンドボックスの技術を対象とするものであり、同条のプラットフォームとは別のものである。

<https://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailedCNF?id=5130AD37F61018C7E06397BE0A0AB484>（最終アクセス：2026年9月11日）資料区分：標準化計画。

注 CN15 検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。

注 CN16 消費者权益保护法第8条、第9条、第20条及び第55条（1993年制定、2013年改正後のもの）。

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_0a323e046fba43f0b6e9e977f1e8d5fc.html（最終アクセス：2026年8月22日）資料区分：法令（法律）。

注 CN17 中央インターネット情報弁公室の公表（2026年4月30日

https://www.cac.gov.cn/2026-04/30/c_1779289298718765.htm、同年7月6日

https://www.cac.gov.cn/2026-07/06/c_1785081384384987.htm）。上海市の取組（2026年5月13日及び同月15日の対応並びに第一段階の成果）については、国家インターネット情報弁公室のウェブサイトにおける転載（2026年7月8日掲載。来源として

「网信上海」を明記する。https://www.cac.gov.cn/2026-07/08/c_1785254413025115.htm）により本文及び数値を確認した。いずれも最終アクセス：2026年8月22日。資料区分：行政文書。上海市による原掲載には到達できていないため、その公表の日を記載していない。第二段階の成果につき、中央インターネット情報弁公室の公表（2026年9月2日）https://www.cac.gov.cn/2026-09/02/c_1790099041364574.htm（最終アクセス：2026年9月9日）資料区分：行政文書。

注 CN18 中央インターネット情報弁公室の公表（2025年6月20日）。

https://www.cac.gov.cn/2025-06/20/c_1752129980667315.htm（最終アクセス：2026年8月22日）資料区分：行政文書。

注 CN19 上海市インターネット情報弁公室による約談（2025年6月19日）。江蘇省委インターネット情報弁公室のウェブサイトにおける転載（来源として「网信上海」を明記する。https://www.jswx.gov.cn/csj/sh/202506/t20250619_111462.shtml、最終アクセス：2026年8月22日）により本文を確認した。資料区分：行政文書。上海市による原掲載には到達できていない。

注 CN20 検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。

注 CN21 国家市場監督管理総局の公表（2026年2月6日）。

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2026/art_0bea53d4e3904015a340b4e83241a8ec.html（最終アクセス：2026年8月22日）資料区分：執行事例。摘要のみが公表されている。

注 CN22 国家市場監督管理総局の行政処罰決定（国市監処罰〔2026〕29号。2026年7月25日）。同総局の公表

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2026/art_46d2c74cbd7249f189622dd030e3c3a7.html（同ページに決定書の本体が添付されている。最終アクセス：2026年8月22日）資料区分：執行事例。

注 CN23 《市场监督管理行政处罚信息公示规定》（2021年令第45号。2025年令第101号及び令第108号により改正）

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdزدgknr/fgs/art/2025/art_20c4f404649640c3bdcbbd157d6b6ebe.html 及び《市场监督管理信用修复管理办法》（2025 年令第 107 号。同年 12 月 25 日施行）

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdزدgknr/fgs/art/2025/art_02b9d3e6f31a4cc38079901ab49994d5.html（いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令（部門規章）。

注 CN24 (2023)京 0491 民初第 12142 号（北京インターネット法院。2024 年 4 月 23 日判決）。人民法院案例庫に収録されている（入庫番号 2025-07-2-474-001）。山東省の人民法院のウェブサイトに掲載された案例庫の資料

<https://www.sdcourt.gov.cn/dyzy/resource/cms/article/372898/35781100/2025031108461659757.pdf>（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）により内容を確認した。資料区分：裁判例。中国裁判文書網における判決書の原本には到達できていない。検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。

注 CN24a 個別化価格に関する民事の裁判例につき、一審について、福州市馬尾区人民政府のウェブサイト（掲載担当 馬尾区司法局）「大数据杀熟，携程被判退一赔三！」（画面表示日 2021 年 7 月 20 日。出所欄に人民法院報及び視覚中国と記載）https://www.mawei.gov.cn/xjwz/zwgk/ztzl/pfzl/yasf/202108/t20210802_4153841.htm

（最終アクセス：2026 年 9 月 9 日）資料区分：報道（人民法院の機関紙の記事の政府のウェブサイトによる転載）。同資料は一審に関する報道の転載であり、判決の原本ではない。二審について、中華人民共和国最高人民法院の中国裁判文書網「胡红芳、上海携程商务有限公司侵权责任纠纷二审民事判决书」（画面表示日 2022 年 1 月 28 日）

<https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZ0BXSK4/index.html?docId=GvdWoLTHX0XEcThcuH4aPKqFtTH/NsXalF6MXzGRxlUeASDnIR5v+Z/dgBYosE2grTXbXbUeIXqYycFTwLMVqQAm117uzunKNRKhSqrI1Tl9bI2hMb3rc3P55XbChOqChdVjLzdgi0MG7vWq9z4nSXULRj2FT2Ox>（最終アクセス：2026 年 9 月 10 日）資料区分：裁判例（最高人民法院の中国裁判文書網による掲載）。

注 CN25 指導性案例の効力につき、最高人民法院《关于案例指导工作的规定》（法発〔2010〕51 号。2010 年 11 月 26 日）第 7 条（「最高人民法院が公表した指導性案例については、各級人民法院は類似事件を審理する際に、これを参照しなければならない。」）。同規定の全文を掲載する最高人民法院のウェブサイトのページには到達できておらず、条文は複数の法令データベースにより確認した。同規定が現に効力を有することは、最高人民法院《人民法院案例库建设运行工作规程》第 29 条における参照により確認した <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/431662.html>。消費者权益保护法第 47 条につき前掲注 CN16

（https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdزدgknr/fgs/art/2023/art_0a323e046fba43f0b6e9e977f1e8d5fc.html）。いずれも最終アクセス：2026 年 8 月 22 日。資料区分：司法規範性文書・法令。指導性案例の存否に関する検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。

注 CN25a 最高人民法院「关于依法审理涉人工智能纠纷案件的意见」（法發〔2026〕10号。2026年9月7日）第3項、第10項、第17項及び第18項
<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/511101.html>（最終アクセス：2026年9月9日）資料区分：司法規範性文書。

注 CN26 消费者权益保护法第55条（前掲注 CN16）及び民法典第1023条第2項
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/bgt/art/2023/art_60fb3863b7364b759123a42d1df568ca.html（最終アクセス：2026年8月22日）資料区分：法令（法律）。

注 CN27 起草の説明その他の立法の過程に関する公表資料の有無についての検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。

注 CN28 中华人民共和国标准化法
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_d7040b9f1d0f4980a0e55089a57bf37d.html 及び中华人民共和国行政处罚法第2条、第9条、第13条及び第16条
http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202101/t20210122_309857.html、中华人民共和国立法法第2条 https://www.gov.cn/xinwen/2023-03/14/content_5746569.htm 並びに国务院办公厅关于加强行政规范性文件制定和监督管理工作的通知（国弁發〔2018〕37号。2018年5月16日付。掲載日は同月31日）
https://www.gov.cn/gongbao/content/2018/content_5296541.htm（いずれも最終アクセス：2026年9月9日）資料区分：標準化法、行政処罰法及び立法法は法令（法律）。国弁發〔2018〕37号は行政文書。AIの安全性について全国一律の法定認証又は適合性判断を行い、主管行政機関から制度上独立した単一の第三者機関の有無に関する検索の方法及び範囲は凡例のとおりである。

注 CN29 人工智能拟人化互动服务管理暂行办法第29条（前掲注 CN12）及び中华人民共和国网络安全法第58条（2025年改正前の第56条）。2025年改正決定（2025年10月28日採択、同月29日掲載。施行日2026年1月1日）
https://www.cac.gov.cn/2025-10/29/c_1763461514768457.htm 及び改正後の全文（2025年12月29日掲載）https://www.cac.gov.cn/2025-12/29/c_1768735112911946.htm（最終アクセス：2026年9月9日）資料区分：擬人化された対話サービスに関する暫行弁法は法令（部門規章）。ネットワーク安全法及びその改正決定は法令（法律）。

注 CN30 中华人民共和国电子商务法第48条第1項（前掲注 CN11。資料区分：法令（法律））及び智能体规范应用与创新发展实施意见（国家インターネット情報弁公室、国家發展改革委員会及び工業情報化部。2026年5月8日）第6項
https://www.cac.gov.cn/2026-05/08/c_1779979789523320.htm（最終アクセス：2026年9月9日）資料区分：政策文書。

注 CN31 最高人民法院《关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉的解释》（法釈〔2015〕5号。2015年2月4日施行。法釈〔2022〕11号による第二次改正後のもの。当該改正は2022年4月10日施行）第112条。
<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/353651.html>（最終アクセス：2026年9月11日）資料区分：法令（司法解釈）。同条第1項は、書証が相手方当事者の支配の下

にある場合に、挙証証明責任を負う当事者が挙証期限の満了前に書面により相手方当事者に対する提出命令を人民法院に申し立てることができる旨を定め、同条第2項は、申立ての理由が成立するときは人民法院が提出を命ずるものとし、相手方当事者が正当な理由なく提出を拒む場合には、人民法院が申立人の主張する当該書証の内容を真実と認定することができる旨を定める。

第4章 三法域の比較及び我が国への示唆（調査担当者らの見解）

本章は、第1章から第3章までにおいて整理した各法域の法制度を素材として、調査担当者らが比較及び分析を行ったものである。

本章に示す比較の枠組み、類型化及び評価は、いずれも調査担当者らの見解であり、公表された資料により確認された事実そのものではない。本章における事実の摘示は第1章から第3章までの記載によるものであり、当該記載を離れた事実の認定は行っていない。

本章においても、条文その他の公表資料から直接読み取れる事項と、調査担当者らの分析とを区別し、後者には「（評価）」と表示する。

1 規制及びガバナンスのアプローチの対比

三法域では、AIに関する規律の置き方を異にする。

図表 4-1 規律の基本構造

	EU	米国（連邦）	中国
AIに固有の横断的な制定法	あり（AI法）	確認できない	なし（対象を限定した複数の規範）
中心となる規律	リスクの程度に応じた義務	連邦取引委員会法第5条の一般条項	対象ごとの部門規章及び行政規範性文書
実施の中心	高リスク AI については適合性評価・市場監視、禁止行為・透明性義務については行政執行	個別の執行と政策声明	届出、安全評価、約談及び集中的な取締り
規範の追加の単位	単一の規則の改正	個別法及び州法	対象を限定した規範の追加

なお、EUにも一般の消費者法制があり、米国にもAIに固有の州法があり、中国にも民事の一般法があるため、上表は各法域における規律の重心を示すものである。もっとも、次の三点は共通している（評価）。

第一に、いずれの法域においても、AIに固有の規律のみで消費者の意思決定の保護が完結してはいない。EUでは不公正な商慣行に関する指令（UCPD）、消費者の権利に関する指令及びデジタルサービス法（DSA）が、米国では連邦取引委員会法第5条及び分野別の個別法が、中国では消費者権益保護法及びその実施条例が、いずれもAIの利用をそれ自体として適用要件とするものではなく、それぞれの適用範囲に応じて適用される。

第二に、いずれの法域も、AIという技術それ自体を一律に規律するのではなく、用途、機能、リスク又は具体的行為に応じて規律を設計している。EU AI法はAIシステム及び汎用AIモデルを規制対象としつつ用途・リスクに応じて義務を分け、連邦

取引委員会法第5条は技術中立の一般条項であり、中国の各規範は推薦、生成、標識、擬人化された対話といった機能ごとに対象を切り出す（前掲注 EU1・US9・CN4～CN6・CN12）。

第三に、基準日時点において、いずれの法域も制度が完成した状態にない。EUは高リスク AI システムに関する中核的な規定の適用を 2027 年 12 月 2 日及び 2028 年 8 月 2 日へ繰り延べ、米国は二つの政策声明が提案の段階にとどまり、中国は擬人化された対話サービスに関する弁法の施行から間もない。三法域の比較は、完成した制度同士の比較ではなく、形成の途上にある制度同士の比較である（前掲注 EU11・注 US20・注 US22・注 CN12）。

2 立法事実の比較

規律を根拠づける事実関係の示され方も異なる。

EU では、AI 法前文(28)及び(29)が、操作的・欺瞞的技法や脆弱性の悪用によって人の自律性及び自由な意思決定が損なわれるおそれを示し、提案理由書及び影響評価は AI の不透明性等による被害認識・原因追跡の困難を問題としている。他方、意見募集等の資料には自己選択という限界もあるため、想定された弊害と実証的裏付けの程度を区別する必要がある（評価）（前掲注 EU3・注 EU4）。

米国においては、連邦取引委員会（FTC）による市場調査及び個別の執行や、議会における公聴会等の経過が、問題の実態把握並びに政策及び執行方針の形成の素材として機能している。個別化価格については、2024 年 7 月の情報提供命令から 2026 年 8 月 19 日の執行方針声明案までの経過が公表されており、その間に意見募集の撤回という後退も含まれる（前掲注 US15～US20）。

中国においては、個別の事案に対する約談と、集中的な取締りの成果の公表とが、規範の追加に先行する。擬人化された対話サービスに関する弁法の制定に先立ち、2025 年 6 月 19 日に対話型サービスの提供者に対する約談が公表されている。

（評価）以上のとおり、EU は文書化された立法過程に、米国は執行及び実態把握の経過に、中国は個別の事案と取締りの実績に、それぞれ立法事実の重心を置いている。資料の性質が異なるため、三法域の立法事実を同じ水準の資料として並べることはできない。

3 規律の手法の比較

個別化価格に対する規律を例にとると、手法は次の三類型に分かれる。「個別化を受けない選択肢の確保」を三法域に共通する手法として一般化することはできない。

図表 4-2 個別化価格に対する規律の類型

類型	該当する制度	対象主体	基準日時点の 状態
① 個別化の事実等の開示	EU＝消費者の権利に関する指令第 6 条(1)(ca)/米国＝ニューヨーク州法（施行済み）、メリーランド州法及びコネティカット州法の開示に係る部分（未施行）	距離契約又は営業所外契約における事業者（EU）、州法の定める小売業者等	EU は全加盟国が完全な国内法化措置を通知済み（適合性の確認は別途）。米国は州により異なる
② 不合理な差別的取扱いの禁止、又は消費者が知らない状態で同等の取引条件の下において異なる価格を設定することの禁止	中国＝消費者権益保護法実施条例第 9 条第 2 項及びインターネットプラットフォームの価格行為規則第 15 条第 1 項（後者の類型）、アルゴリズム推薦管理規定第 21 条（前者の類型）/米国＝メリーランド州法、コネティカット州法及びニュージャージー州法の禁止に係る部分	経営者一般（中国）、州法の定める事業者	中国は施行済み。米国は多くが未施行
③ 個別化を受けない選択肢を求める権利	中国＝インターネット情報サービスのアルゴリズム推薦管理規定第 17 条、電子商取引法第 18 条第 1 項	アルゴリズム推薦サービスの提供者、電子商取引の経営者	施行済み

（評価）①は判断の手掛かりを消費者に与える手法、②は行為そのものを禁ずる手法、③は個別化を受けない状態を選択できるようにする手法であり、消費者の意思決定に対する介入の仕方が異なる。個別化価格に固有の明文規律としてみると、中国は③を有し、EU は①の開示義務を、米国の州法は①と②の組合せを採る例がある。もっとも、EU では不公正な商慣行に関する指令等の一般消費者法も別途適用され得る。

AI により生成された内容の標識も、同じ観点から整理できる。中国の「AI により生成・合成された内容の標識に関する弁法」（人工智能生成合成内容标识办法）は、生成された内容の真偽を当局が判定するのではなく、生成されたものであることを利用者が識別できる状態を作り出す手法による。EU では AI 法第 50 条の法的義務を、最終透明性ガイドライン（Transparency Guidelines）が解釈・実装面で補い、行動規範が実務上の実装手段を示す。他方、米国の AI の正確性に関する政策声明案は、出力の正確性それ自体を担保させるものではなく、正確性に関する事業者の表

示と実際の挙動との乖離を欺瞞として捉える点で、他の二法域の標識及び開示の手法とは着眼点を異にする（評価）（前掲注 CN6・CN7・EU17・US22）。

（評価）以上の各手法を消費者の側から見て整理すると、①個別化された取扱いを受けている事実等を知ることができること、②不合理な差別的取扱い等を受けないこと、③個別化を受けない選択肢を持てること、④AIにより生成された内容であることを識別できること、⑤感情面への働きかけにより判断が歪められないこと、という層に分かれる。①及び④は三法域のいずれもが有する。②は米国の州法及び中国に関連制度があり、EUはAIに固有の規律を持たず一般法制による。③は中国が関連制度を有する。⑤はEU及び中国が正面から規定し、米国は連邦に該当する規定を確認できず、州法に現れている。

（評価）これらは、いずれもAIが消費者に情報を提供し、又は消費者の判断に働きかける場면을対象とする。他方、消費者が自らの判断をAIに委ね、AIが取引の意思表示を行う場面については、米国連邦法及び中国法に、電子的な取引の限られた場面について自動情報システム又は電子エージェントを利用した行為の効果を扱う規定がある（前記第2章4及び第3章6参照）。もっとも、米国の電子サイン（E-SIGN）法第7001条(h)は、電子エージェントの作用が拘束される者に法的に帰属することを前提としたうえで、その使用のみを理由として効力を否定してはならないとするものであり、帰属それ自体を定める規定ではない。中国の電子商取引法第48条第1項は、電子商取引における契約の締結及び履行の場면을対象とする。EUについては、これらと同等のEU全域に及ぶ規定を、本調査では確認していない。権限を超えた場合、本人の利益と衝突する場合その他の場合に本人が拘束されるかは、各法域の契約に関する法、代理に関する法その他の一般法に委ねられており、これを正面から扱うAIに固有の規律は確認できない。米国において立法の提案がされ、中国において権限の範囲に関する政策文書が公表されている段階である。

（評価）なお、事業者がAIを用いて消費者に関する決定を行う場面（信用度の評価、保険の料率設定等）と、消費者が自らの判断をAIに委ねる場面とは、区別を要する。前者においては、消費者は決定の主体ではないが、これは事業者による決定の透明性の問題であり、消費者が自らの意思決定をAIに委ねる場面とは性質を異にする。

4 事業者によるリスク管理及び利用者保護を促す制度設計・インセンティブの比較

本比較における重要な観点として、事業者による継続的なリスクの発見・是正をどのような制度的インセンティブで促すかを比較する。

(1) 外部の枠組みに与えられる法的効果

図表 4-3 適合を示す外部の文書及び法定の経路に与えられる効果

法域	対象となる枠組み	与えられる効果	基準日時点の状態
EU	整合規格 (第 40 条)	要件への適合の推定	官報に参照が公表された整合規格を確認できない
EU	共通仕様 (第 41 条)	同上	実施行為は確認できない
EU	第 42 条	特別の推定及び「適合しているものとみなす」効果	適用済み
EU	行動規範 (第 56 条及び第 50 条 (7))	適合の推定を生じさせない	GPAI Code 及び Transparency Code が公表され、十分性の評価を受けている
米国	NIST AI RMF 等 (州法による)	積極的抗弁等 (州により異なる)	州により異なる
中国	—	本調査で取り上げた各規範のうちに、外部の枠組みへの準拠に法的効果を与える規定は確認できない	強制性国家標準による技術的な方法の指定とは別の問題である

これらの仕組みは、効力の強弱の順序として並べることができない（評価）。作動する時点、効果及び条件がそれぞれ異なるためである。テキサス州法においても、外部の枠組みへの準拠を要件としない反証可能な推定 (§552.105(c))、外部の枠組みへの準拠を要件とする抗弁 (同(e)(2)(D)) 及び是正期間 (§552.104) は、別個の規定として置かれている（前掲注 US24）。

図表 4-3 の 2 法的効果の仕組みの対比

仕組み	作動する時 点	主な効果	条件・反証	例
適合の推定	適合性評価 及び執行	一定の要件へ の適合を推定 する	当該規格が対象とする範 囲に限る	EU AI 法第 40 条
みなし適合	同上	条文上、特定 の要件に適合 するものとし て扱う	法定の条件を満たすこと を要する	EU AI 法第 42 条(3)
積極的抗弁	違反の主張 がされた後	要件を満たせ ば責任を阻却 し得る	被告が要件を主張し立証 する	テキサス州 法 §552.105(e)
是正期間	提訴又は制 裁の前	期間内の是正 により訴訟又 は制裁を回避 し得る	対象となる違反に限ら れ、故意又は反復の場合 等の例外がある	テキサス州 法、コロラ ド州新法、 メリーラン ド州法
サンドボッ クス等の試 行制度の特 例	実証の期間 中	条件付きの過 料不賦課、制 裁金の減額、 個別条件の設 定等	EU は計画・参加条件及 び当局指針の遵守等、米 国州法は各制度の要件を 満たすことを要する	EU、ユタ 州、テキサ ス州

（評価）EU では、外部の文書に与える法的効果だけでなく、リスク管理システム（第 9 条）、品質管理システム（第 17 条）、市販後監視（第 72 条）、コード・ガイドライン及び規制のサンドボックスを組み合わせ、継続的な発見・是正を促す構造が置かれている（前掲注 EU1・注 EU18）。この点を踏まえると、次の観察ができる。

第一に、外部で作成された規格への適合を根拠とする第 40 条の推定は、官報に参照が公表された整合規格に限られ、当事者が作成する行動規範には推定が与えられない。その代わりに、行動規範については欧州委員会による十分性の評価という手続が置かれている。なお、第 42 条の推定及びみなし適合は、外部の文書への準拠を根拠とするものではなく、別の経路である（前掲注 EU1・EU16・EU17）。

第二に、米国は、連邦政府機関である米国国立標準技術研究所が策定した任意の枠組みに、州法を通じて法的効果を与えている。ただし、テキサス州が抗弁を設けた一方、コロラド州は新法（原則として 2027 年 1 月 1 日施行）により外部の枠組みへの参照と抗弁を削除した。なお、基準日時点では旧法に基づく主要な義務が適用されているが、その執行は裁判所の命令により停止している。「州法が一律に標準の参照へ向かっている」とは記述できない（前掲注 US23～US25）。

第三に、制度の設計と、その稼働とは別である。EUは推定という強い効果を用意しているが、基準日時点でこれを生じさせる整合規格を確認できない。制度上の効果の有無と、実際に効果が生じている状態とを区別して比較する必要がある。

(2) 規制の試行制度

図表 4-4 規制の試行制度

法域	根拠	参加により与えられる効果	基準日時点の稼働
EU	AI 法第 57 条から第 63 条まで及び第 60a 条	参加証明・終了報告書の積極的考慮。将来の提供者が計画・参加条件を遵守し当局指針に誠実に従う場合等の条件付きで AI 法上の過料を不賦課。適合性の推定は生じず、第三者損害について適用法上の責任は残る	規定は適用開始。稼働は一部の加盟国。共通の実施の層は未整備。加盟国の稼働期限は 2027 年 8 月 2 日
米国	ユタ州法及びテキサス州法	個別の合意による是正期間の設定、民事制裁金の減額等。包括的な免責ではない	ユタ州及びテキサス州において根拠規定は施行済みであり申請が可能。実際の受付、参加者及び個別の決定は未確認
中国	擬人化弁法第 28 条	接続による責任の減免、評価又は届出の免除はいずれも生じない	稼働、接続の手續及び法的効果のいずれも確認できない

（評価）EU 及び米国には、参加の手續及び一定の法的効果を定めた規制の試行制度があるが、その効果は同一ではない。EU では参加証明・終了報告書を適合性評価等で積極的に考慮することと、所定の条件を満たす将来の提供者に対する AI 法上の過料不賦課が中心である。米国の州法では、是正機会や民事制裁金の減額等が制度ごとに定められる。いずれも包括的な免責ではなく、監督下の実証に限定されたインセンティブを組み合わせる設計である。

5 AI固有の規制と一般法制、行政による執行及び私的救済の役割分担

図表 4-5 私的救済の経路

法 域	AI固有の規律 における損害 賠償請求権	実際の救済の経路
EU	AI 法第 5 条は 独立の損害賠 償請求権を明 文で設けてい ない	不公正な商慣行に関する指令第 11a 条の国内法化、契約 法・不法行為法、製造物責任。改正製造物責任指令は証拠 開示及び欠陥・因果関係等の推定を定める（2026 年 12 月 8 日より後に上市された製品に適用）。代表訴訟による集団 的救済も存在する
米 国	連邦取引委員 会法第 5 条に 私訴はない	州の消費者保護法及び一般民事法理。州法には私的訴権を 置く例がある（カリフォルニア州 SB 243）
中 国	各弁法及び規 定は独立の損 害賠償請求権 を明文で設け ていない	消費者權益保護法（第 55 条の増額支払を含む。）のほか、 民法典

（評価）EU AI 法、本調査で取り上げた連邦法及び中国の各部門規章は、いずれもその違反について独立の損害賠償請求権を置いていない。他方、米国の州法にはこれを置く例があるため、「AI に固有の規律には私的訴権がない」と一般化することはできない。

（評価）本調査で確認した公表資料の範囲では、次の傾向が観察される。EU では、AI 法の市場監視当局・AI Office、DSA の欧州委員会・Digital Services Coordinator、一般消費者法の CPC ネットワークという複数の行政執行経路が併存し、私的救済については不公正な商慣行に関する指令の国内実装、契約法・不法行為法、製造物責任及び代表訴訟が組み合わされる（前掲注 EU8・注 EU20・注 EU23・注 EU25・注 EU28）。米国では、包括的な方針が政策声明案にとどまる一方、連邦取引委員会法第 5 条に基づく個別の最終命令と州裁判所の私訴が存在する（前掲注 US12～US14・US20・US22・US42）。中国では行政上の監督・制裁に関する公表資料が相対的に多いが、確定事例の把握には制度上の制約がある（前掲注 CN17～CN25）。

（評価）私的救済の実効性という観点からは、証拠へのアクセスの仕組みに差がある。EU においては、改正製造物責任指令が証拠の開示並びに欠陥及び因果関係の推定を定めており、被害者が製品の内部の構造を知り得ないことに対応する仕組みが置かれている。米国においては、州の消費者保護法が私的訴権を定めるほか、証拠開示の手続が民事訴訟の一般的な仕組みとして存在する。これに対し中国においては、本調査で確認した範囲では、個別化価格に関して立証責任を事業者に転換する規定は確認できなかった。民事訴訟法の司法解釈第 112 条は、相手方が支配する書証について、挙証証明責任を負う当事者が提出命令を申し立てることができ、正当

な理由なく提出が拒まれた場合には、人民法院が申立人の主張する当該書証の内容を真実と認定し得ることを定める。これは証拠の提出を確保し、提出の拒否に対する不利益な事実の認定を可能にする仕組みであり、一般的な立証責任の転換とは区別される（注 CN31）。

（評価）以上により、いずれの法域においても行政による執行と私的な救済とが併存するが、その組合せは一樣ではなく、また、いずれの経路も単独で完結するものではない。

6 技術及び市場の変化に制度を追従させる仕組みの比較

規律を技術の変化に追従させる仕組みとして、三法域は次の手段を用いている。

- **EU** 法的義務を基礎に、委任立法・実施行為、整合規格、コード（Code）、ガイドライン（Guidelines）、市販後監視及び規制のサンドボックスを通じて実装・モニタリング・更新を行う仕組みを置いている。基準日時点では高リスク分類指針の最終化や整合規格の官報参照が未了であり、実装準備の遅れが高リスク AI 規定の適用繰延べの理由の一つとなった（前掲注 EU2・注 EU12・注 EU14）。
- **米国** 執行方針の変更及び政策声明の整備が進められようとしている。2025 年 12 月 22 日の同意命令の取消し、2026 年 7 月及び 8 月の二つの政策声明案は、いずれも法令の改正によらずに執行の重点を調整する手段である。他方、州法は個別化価格及び対話型 AI について短い間隔で追加されている。
- **中国** 対象を限定した規範を制定している。「インターネット情報サービスのアルゴリズム推薦管理規定」（2022 年）、「インターネット情報サービスの深層合成に関する管理規定」（2023 年）、「生成 AI サービス管理暫定弁法」（2023 年）、「AI により生成・合成された内容の標識に関する弁法」（2025 年）及び「AI による擬人化された対話サービスの管理に関する暫定弁法」（2026 年）と、技術やサービスの機能に応じた規範が順次追加されてきた。併せて、集中的な取締りと標準の策定が進められている。

（評価）ここから、制度を設けることと、これを継続的に動かすこととは別であるという点が観察される。EU は法的義務に実装・モニタリング・更新の仕組みを組み合わせるが、規格及び当局の準備の遅れが適用日の繰延べにつながった。米国は法令の改正によらず執行方針の変更により対応しやすい反面、予測可能性が執行機関の構成に左右される。中国は規範を先に置き、判断基準の具体化を行政上の手続の運用に委ねる。各手法には迅速性と予測可能性の間の課題がある。

いずれの手段も、迅速さと予測可能性とを同時に満たしてはいない（評価）。

7 同種の事案に対する反応の差異

対話的な AI と未成年者その他の脆弱な利用者という同種の事象に対し、三法域の反応は異なる。

以下は、本調査で確認した範囲において先行した主要な初動の経路であり、各法域が当該経路のみを有することを意味しない。

- **米国** 私人による訴訟及びFTCによる市場調査。カリフォルニア州の裁判所に係属する事件及び協調審理の手續がこれに当たるほか、FTCが対話型AIについて連邦取引委員会法第6条(b)に基づく市場調査を行っている。基準日時点で本案の責任を確定した判決は確認できない（前掲注 US42・US44・US14a）。
- **中国** 行政による対応。個別の事案に対する約談、集中的な取締り及び対象を限定した規範の追加という行政上の対応が確認された。もっとも、特定の約談又は取締りが擬人化された対話サービスに関する弁法の制定をもたらしたという因果関係の有無は公開情報からは確認できない。私人による請求は一般法により可能である。
- **EU** AI固有の事前規制に加え、DSA及び一般消費者法による行政執行の経路が存在する。AI法第5条及び第50条は操作・透明性に関する規範を置き、第5条を適用した司法判断・執行決定は基準日時点で確認できない一方、デジタルサービス法ではインタフェース設計に対する執行が現に行われている。

（評価）同種の事象に対する最初の反応には、米国の私訴及び行政による市場調査、中国の行政対応、EUの事前規制という違いがみられるが、各法域はいずれも単一の経路だけで対応しているわけではない。EUでは既存のデジタルサービス法・一般消費者法による執行がAI固有の規範と併存し、米国では立法・行政、中国では一般法による私人の請求も並行し得る。

8 我が国への示唆

前記の比較から観察される事項を、我が国における今後の制度的対応を検討するうえでの視点として整理する。以下では、①一般法制とAIに固有の規律との関係及び規律の手法、②技術的な措置及び標準等の位置付け、③事業者の内部における管理及びインセンティブ、並びに④規制の試行制度という四つの側面に分けて述べる。これらは、三法域のいずれにおいても、規範、技術的な手段及び事業者の内部管理が組み合わされていることに対応する整理である。

（1）一般法制とAIに固有の規律及び規律の手法

（評価）第一に、三法域のいずれにおいても、AIに固有の規律は一般法制の上に重ねられており、全面的にこれに置き換わってはいない。消費者の意思決定の保護という観点からは、既存の一般法制がAIを用いた行為にどこまで及ぶかを確定する作業が、AIに固有の規律の設計に先行する意味を持つ。

第二に、個別化価格を例にすると、規律の手法は、①個別化等の事実の開示、②行為の禁止、③個別化を受けない選択肢の確保という三類型に整理でき、三法域はこ

れらを異なる組合せで用いる。AI・消費者保護全体では、これらに加えて設計義務、リスク管理、説明、監視等の手法も組み合わせられている。

第三に、制裁の水準と実効性とは別である。中国は複数の階層に禁止規範を重ねており、制裁は上位法及び関連法令に接続する規定が中心である一方、部門規章自体が補充的な行政制裁を定めることもあり、確定した執行事例の把握には制度ないし運用上の情報公開の制約があり、明確でない場合がある。他方で大規模な行政での取り締まり活動が行われていること自体は公表されている。規範の数の多さや公開されている執行の内容、件数の単純比較は、実効性の指標とはならない。

第四に、AIが消費者の意思決定の材料を提供する段階から、意思決定そのものを代替する段階への移行が指摘されていることについては、本調査で取り上げた各制度において、消費者に代わってAIが自律的に取引等を行う場면을正面から包括的に規律するものは確認できない。中国の擬人化された対話サービスに関する規律等は、AIによる働きかけが消費者の意思決定に影響する場면을対象とするものであり、消費者に代わる意思決定そのものとは区別を要する。米国連邦においても、対話型AIについては、FTCによる市場調査が実態把握の段階にある。今後の制度的対応を検討するうえでは、意思決定の「支援・誘導」と「代替」とを区別して検討する必要がある（評価）（前掲注 CN12・US14a）。

（2）技術的な措置及び標準等の位置付け

（評価）AIにより生成された内容の標識は、三法域のいずれにおいても採用されている手法であり、内容の真偽を当局が判定するのではなく、利用者が識別できる状態を作り出すという構造による。中国は強制力のある国家標準により技術的な方法を定め、EUは第50条の法的義務をガイドライン及び行動規範により具体化する。米国について本報告書が確認したのは、連邦の一般法ではなく、取り上げたカリフォルニア州法である。標準等の位置付けは法域により異なるが、技術的な手段を規律に組み込む点は共通する（前掲注 CN6・CN7・EU17・US40）。

他方、外部の技術的な枠組みに法的効果を与えるかどうかは法域により大きく異なる。EUは、官報に参照が公表された整合規格への適合について法定の適合性推定を与える。米国は州法を通じて任意の枠組みに抗弁等の効果を与える例がある。他方で、中国では本調査で取り上げた制度には、同種の法的効果を定めるものは確認できない。同一の枠組みに対して割り当てられる法的効果は一樣ではなく、立法により異なる場合があり、変更が生じる場合もある（前掲注 EU1・US24。中国については前記第3章2～5参照）。

（3）事業者の内部における管理及びインセンティブ

（評価）事業者の内部における管理を促す仕組みとしては、EUのリスク管理システム（第9条）、品質管理システム（第17条）及び市販後監視（第72条）、米国の内部の審査を要件とする抗弁、中国の事業者による安全評価及び届出並びに当局（インターネット情報部門）による年度ごとの確認・検証（核驗）及び書面審査がある。いずれも、外形的な手続の履践を求めるにとどまらず、リスクの発見及び是正の過程を制度に組み込んでいる点に共通性がある（前掲注 EU1・US24・CN12）。

テキサス州法の抗弁が「内部の審査による違反の発見」を要件とし、中国の安全評価が「自ら発見し又は通報された重大な安全上のリスクに係る問題の是正の状況」を重点的な評価の事項とすることは、その例である（前掲注 US24・CN12）。

（4）規制の試行制度

（評価）EU 及び本報告書が取り上げた米国の州法は、参加の手續及び一定の法的効果を伴う規制の試行制度を置く。他方、中国の擬人化弁法はサンドボックス安全サービスプラットフォームの構築の推進及び接続の奨励に言及するにとどまり、基準日時点において参加の手續、稼働及び法的効果のいずれも確認できない。EU では参加証明・終了報告書の積極的考慮及び条件付きの過料不賦課が、米国の州法では是正機会・制裁金減額等が制度上のインセンティブとなる。いずれも全面的な免責ではなく、限定された法的効果と監督下の実証を組み合わせる点に比較上の意義がある。また、制度を法定することと実際に稼働させることとは別であり、EU では稼働状況が加盟国により異なる（前掲注 EU18・EU19・US35・US36・CN14）。

（5）我が国の法制度との関係

我が国の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（2025 年法律第 53 号）第 16 条は、国が、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の調査研究を行い、その結果に基づき、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものと定める（注 CP1）。

（評価）本調査の対象とした三法域には、固定的な規律だけで完結させず、運用を通じて更新する仕組みがみられる。EU は法的義務を基礎に、整合規格、Code、Guidelines、市販後監視及び規制のサンドボックスを組み合わせる実装層を更新する。また、デジタルオムニバスによる AI 法の改正を通じて、高リスク AI システムに関する規定の適用日の繰延べ、執行体制の再設計及び行動規範に関する手續の見直しが行われている。米国は法令改正によらない執行方針の変更を用い、中国は判断基準の具体化を行政上の手續の運用に委ねる。これらは EU 又は中国の規制法を我が国に移植することを意味するものではないが、規律を継続的に見直す仕組みを設ける場合において、日本でもアジャイル・ガバナンスの枠組みや、デジタル臨時行政調査会のデジタル原則に基づく規制の整備などでも議論になっていたように、更新の主体、更新に与えられる法的効果及び事業者にとっての予測可能性をどのように組み合わせるかという論点が改めて重要になっている（注 CP2）。

脚注

注 CP1 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（2025 年法律第 53 号）第 16 条。 <https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000053>（最終アクセス：2026 年 8 月 22 日）資料区分：法令。

注 CP2 デジタル臨時行政調査会「構造改革のためのデジタル原則」（2021 年 12 月 22 日決定。2023 年 9 月 11 日更新） <https://www.digital.go.jp/councils/administrative->

research（最終アクセス：2026年9月14日）資料区分：行政文書。同調査会は2023年に廃止されている。アジャイル・ガバナンスについては、経済産業省における一連の検討を指す。

本章に示した見解は、調査担当者らのものであり、その所属する組織及び本調査の発注者の見解を代表するものではない。

調査実施上の前提

- 1 本報告書は、EU、米国（連邦）及び中国の三法域について、AI技術に関連した消費者の意思決定の保護の観点から、関係する法令及びガイドラインの内容並びにその背景となる事実関係を、文献に基づき調査した結果を取りまとめたものである。
- 2 消費者の個人情報の取扱いを規律する法令は、本調査の対象外である。
- 3 米国については連邦法制を調査の本体とし、州法は連邦法制の理解に必要な範囲で取り上げた。
- 4 調査の範囲、検索の方法及び限定については、凡例のとおりである。

以上